

第7回 稲敷市事務事業評価 外部評価委員会

日時：平成29年10月19日（木）午前10時～

場所：稲敷市役所本庁舎 3階北321会議室

進行・時間	発言内容
1. 開会	
事務局	改めましておはようございます。では外部評価第7回の会議を始めたいと思います。本日午前中は市民協働課の資料についての評価をいただきます。評価をいただく前に課長から職員の紹介をお願いしたいと思います。
2. ヒアリング【午前】～市民参画分野～	
1. 市民活動推進事業（担当課：市民協働課）	
担当課	それでは市民協働課長です。市民協働課職員のご紹介をいたします。担当係長です。
担当課	よろしく願いいたします。
担当課	<p>それでは最初に市民活動推進事業でございます。資料をご覧いただきたいと思います。事業の目的でございますけれど、協働まちづくりの推進、市民参画のきっかけ作りを創出するもので、かつ継続的な活動となるよう支援することでございます。</p> <p>事業の内容といたしましては、市民が参画し、参加出来る機会の充実を検討し実施する。また、その活動が継続できるよう支援策を検討し実施するものでございます。28年度の事業内容ですが、前年度の検討をもとに市民活動補助制度を創設し、運用を開始しました。このことは今後の市民活動を推進する上で基礎となるものでございます。そして担当職員の知識の向上、意識の醸成を目的として、市民協働の先進地への行政視察、並びに係長級以上の市役所職員全員を対象とした市民協働職員研修を実施しました。簡単でございますが以上でございます。</p>
委員	<p>特にここ何年かの総合計画の取り組みは、昔は文化などと言っていたのが、ほとんど市民協働、みんなで作るまちづくりとか、そういうものを表題にしているところが大半になっている。ここでもありきたりに言っているが、現実がなかなか理解されていない。怒られてしまうが、市民協働と役所が言うのは間違っているのではないかという派です。要するに代行運転士が、一緒に運転しませんかとお客様に言っているような感じがする。ある種、行政は市民生活の代行機関だから、基本は市民がやる前提。ところが、その前提がなくなってしまう、役所がやってくれるという前提になっている。そこをもう1回、よくわかっていただくというか、役所側の職員もその立場が逆転してしまっている。やってやるみたいなどころがあると思います。だから、たいへん時間がかかるような気がする。あの辺りが18年経っているがそれでも変わらない。1世代20年というが、20年経った後、どのように変化出てくるのかだと思いが、あまり変わらないかもしれない。社会的に仕組みが一度できてしまったものをがらりと変えようというのはなかなか難しい。市民協働についても同じだ。昔は役所が何もやってくれていない。明治政府の初めは、小学校と徴兵制のための戸籍しかやっていない。後は土木事業などに少しずつ原材料費を出すなど、し始まったのがそもそもの行政の始まり。国の施工とか県の施行はあったかもし</p>

	<p>れないが、本来は自分らで全部やった。そういうものを経験として残している人がいなくなりました。稲敷の人も、原材料だけもらって自分で道路を作ったとか何かをやったというのはもうずっと無いでしょう。1世代2世代とそういう時代から離れてしまったから、役所に言えばいいとか、役所にやらせるからいいという仕組みができてしまっている。そのところを市民側がやって、できないことを役所が手伝うよという本来の市民協働の考え方にもう1度戻すのはなかなか難しいと思う。最初は職員だ。職員がそのことをよく理解しないといけない。やってあげているのではなく、結果的に自分がやらされている立場だということを理解しながら、じゃあ一緒にやりましょう、と言う。それとそれぞれが関係する既存の組織、1番直接的ダメージがあるのは市議会や区長会。市議員や区長さんに話した方が、話がまとまるという話。ここはどちらですか。市議員に言ったほうがまとまりますか。</p>
<p>委員</p>	<p>いまだに区長に言った方がきちんとやってくれるということで区長制が強いところもある。そういう意味で言うと、稲敷は、少し議員が権力をとったという形だと思うが、既存の組織との戦いではないが、うまくそこを使わないといけない。それと、NPOの方がいらっしゃるが、今、縦の組織だけではなく横の組織が出来てきている。いろいろな課題に対する。これと縦の組織との争いをうまく収めながら物事を実現しなくてはならない。状況は時間が経つにつれて市民協働は複雑になってきている。だから、まず徹底しなくてはならないのは職員。後は、ある程度分かっている前に進んでくれる地域リーダーの養成。</p> <p>だいたいどこの市町村もやり方はほとんど同じだと思うが、いちばん疎かなのは職員の意識改革。ここにお金をかけなければいけないと思う。それは1年で済む話ではない。グループ研修を5年や10年続けて一回りして、1回目の研修が終わった人が職場に帰って上司に話したらこの上司はわかってないなと思えるくらいの効果があることが繰り返されてやっと変わってくる。地域のリーダーが既存組織の延長線上にあることが多い。</p> <p>例えば、地域間競争をさせる。地域ごとに競争させてみると、結構やる気になる。我々ぐらいのリタイア組が中心になって年齢的に変わってきた。農村部でも代々続いてきた区長からサラリーマンをリタイアして地元に戻ってきた人が地域のことをやるというように変わってきたから、きっと地域の組織そのものも少しずつ変わってきていると思う。ここ5年位は、団塊の世代をうまく使わないといけない。今皆長生きだから、その人達が逆に弊害になる可能性はある。団塊の世代は、弊害の世代といわれている。その年齢層が全体を構成する主力に若い時からなっていた。20代のときから。そのまま退職するまで組織の中で中枢権力を握ったままいつている。そこで、抜けた時に、私たちの年代は、これでやってけるのかなと思ったが、何も問題もなく組織もうまくつながっている。しかし、そういう連中なので、それをあまり使いすぎると、死ぬまで地域の権力を手放さない可能性もある。その辺りが難しい。要するに下の世代が育たないままになってしまう。その辺りが組織の1番怖いところ。旧来の商店会がそうだ。昔は栄えていた。その当時中心だった人が手放せなくて、若い人達が育たないまま、あの人達とはやっつけられないと違う仕事や違うことに行ってしまう、商店街そのものがどんだめになっているのが全国的な事例だ。だから、外側に対してどういうふうに働きかけるのか。これはとても難しいことだと思う。その時に何ができるのか。協働である事業を公募型などで少しずつ増やしていく。だいたいどこも50万とか30万の公募型</p>

	<p>事業をやっているが、あれはお遊びの範疇。それに加えて原材料支給型のもをやり出すときと変わってくる。支援するのに役所はある程度の金を出さなくてはならない。私は学生を公募型で資金獲得しました。50万の時に、10万足して60万の事業をやれば、50万の助成を認めてくれる。そうすると3年間で180万の金が貰える。学生にとってはおいしい話だ。10万円は形式上学生が出した形をとればよく、役所の決算上きちんとできていけばいい。毎年、印刷屋とかデザイナーに領収証をいただきながらきちんとやっていた。しかし、それはあまり市民協働ではない。市民協働の公募事業を見ると半分くらいは僕がやったような学生の活性化のために使うなどの違う使い方だ。半分はきちんと協働事業になるような使い方をしてくれれば、自分達が考えて物事をやればきちんと次の段階に行けるとかということが分かってくると随分変わってくる。それをやればやるほどNPOなどの活動が活発になってくる。それを基本にしてNPOを作ろうとなる。水戸で外国人のNPOの団体があったが、地震のあと、外国人にどう知らせるのか認知されないということで、50万を使って外国人向けのパンフレットを作った。その団体がそのままNPOになった。それからずっと活動が続いている。何か役所側から仕掛けないと、とても難しい。</p>
委員	<p>先日申し上げましたが、ささえあい協議会。あれもボトムアップというか市民の方からこうしたいというのをすくい上げて組織作りを目指している。今委員が言った方向に少しずつ、時間がかかると思うのですが、向かっていると思っています。それで成功例があるといいですね。うちがそのモデルになるといいかなとは思っている。早いものでもう7年になる。今の助成金は稲敷市ないですね。お金に関しては本当に苦しい。役所ができない隙間のところでお役に立てればという意識で、市民活動する方達はやってくれると思います。頂いた資料を見ても、補償制度で支援していくとあって、それはすごくありがたいところはある。</p> <p>お聞きしたいのですが。評価のところでは効率性経済性のところで2というのがある。コストが若干増加する傾向にある、と。これは例えば補償制度の方で年々金額が上がっているということでしょうか。それとも市民団体が増えているのでしょうか。</p>
担当課	<p>この評価をつけさせていただいた理由としては、実際28年度より29年度の方が市でお支払いしている金額は減っています。ただ今後いろいろな支援策を市民の方々と考えて進めて行く中で利用される方が増えていくと思う。そうすると保険料なので増えていく可能性があるという意味合いです。</p>
委員	<p>社協のボランティア連絡協議会の団体も少しずつですけど増えていますよね。ボランティア団体に登録しない団体もありますよね。分かりましたありがとうございます。</p>
委員	<p>先進地はどこに行きましたか。</p>
担当課	<p>八戸市に行ってまいりました。</p>
委員	<p>どういふのがありましたか。</p>
担当課	<p>八戸市でございますが、近隣に自衛隊の基地がありまして、地域担当制を敷いているところでは北の方に位置している。今回、市民協働を上手に進めるための手法として地域担当制度を取り入れたらどうだろうと、以前市議会から提案があったことに対し、稲敷市における地域担当制度の実施の可否についての再確認をするために担当者を連れて行ってまいりまし</p>

	た。
委員	職員何人かで行ったということですか。
担当課	そうです。私達市民協働課と東支所、新利根地区センター、桜川地区センターの各市民協働担当でございます。
委員	事例も難しいですよ。東日本大震災以降、地区担当制が割と当たり前に引き出したところも多い。その辺りも良し悪し。今の様に旧町村型の支所がある時点では、地区担当制があったほうがいいのかも。本当は効率化からいうとそういうものもなくなってしまうと思うが。
委員	この事業（市民活動補償制度）というのはどちらかという、補償制度ということですか。
担当課	事業自体は協働のまちづくりを推進するためというのをメインにしています。それを支援する1つの仕組み作り、地盤整備といったらいいでしょうか。それが市民活動補償制度。この補償があって皆さんに安心して市民活動をしていただくということになります。
委員	<p>役務費の中で対応するということですよ。それで、事業の内容で先ほど委員長から質問があり、課長からもお答えいただきましたが、自分達の活動を支援するような調査研究的なものとおっしゃっていました。</p> <p>28年度は確かに八戸ということで旅費が出ていますが、今年度以降は役務費だけで、他の事業に対する支出はでてこないがそれは今後一切やらないということですか。今後33年度まで継続して調査研究のための他市の先進地視察を継続していくのであれば、あくまでも概略だろうから毎年度つける可能性はあると思うが、総合的に考えて、やはりそういったことを含めるのであれば中期計画の中では予算要求も必要性があるのかなと思ったのが1点。もう1点は、活動指標というところで、去年から始まった事業という解釈でいいですよ。実施結果で支援事業1団体と書いているが、これはどういう団体ですか。調査票の中のDoのところですよ。</p>
担当課	この1というのは市民活動補償制度を作ったということで1事業となっております。
委員	そういうことですね。33年度までに最終的に5事業ぐらい予定すればいいということですが、それはどうなっていますか。
担当課	今後ですが、別のシートにもありますが、来年度、市民へまだ市民協働について理解周知していないので、市民の方のご協力を得て、市民協働指針を作ることになっています。稲敷市として市民協働として有効なものを作りたいので、どのようにやっていくのかという方向づけなどを決めていただきます。それができた上で、どういう事業が有効かを含めて進めたいと思っています。今現在は、市からこれだということではなく、市民の方と一緒に話し合って方向性を定めて、では何がいいかということを進めていきたいと思っています。
委員	<p>年間1事業ずつ出来てくればいいという目標ということですね。分かりました。</p> <p>先ほど申しました、事業内訳の中でそういった部分が今年度からなくなっていますが、それはその都度予算要求をするという考えで解釈としてはよろしいですか。</p>
担当課	はい。参考になる場所があった場合は急ではございますが補正などで対応して見て来るなり研究するなりしていきたいと思っております。
委員	分かりました。ありがとうございます。

委員	<p>以前、学校の校庭の水がはけないのでドレーンを入れて排水をしたいという要求がありました。行政の順位レベルからいうと、その小学校はずっと下だった。その小学校は昭和 30 年代の昭和の合併があった時に入ってきた地区。その前旧赤塚村に合併された小さいところだ。今は結構都会だが、ただ大きな団地が出来たところは他の小学校に行っていて割と地域の方が多いいところだった。地域の人がやるのなら、材料や資材費は全部出す、ただ役所の順位では出来ない、と言ったら、地元で本気になって本当に自分達でやった。ドレーン管だとか砕石だとか砂だとか全部提供した。地元の建設会社の燃料費も出しました。ずっと土着でいる人が多いところだと、きっと子供や孫のための学校とか地域の広場的な意味もあるし、今廃校になったところも多い。ああいうところは整備されないままになってしまうから、地元の人に原材料だけ出して整備させて使わせるということもあり得ると思います。昔の道路を皆が作るような苦労が今はない。地元にはちゃんと建設会社がいて重機を出してくれて油代を出せば、人件費とか機材を渡さなくても人が寄せ集まって、掘れてしまう時代。そういうのをやった後、そこはまとまりがよかった。ただ、その地区に人口が集中する状況は残念ながらない。この頃は新しい人が増えてきて、そうすると若干コミュニティが崩れているかもしれない。何かうまく引き出すような制度を作っていけばいい。それはここの仕事ではなくて、こちらが仲介はするか建設のところの予算の中に資材提供費が入っていて一緒に審査するか。他のところに予算をばらまくのも 1 つの手かもしれない。後は、刺激を与えるのには、20 万とか 30 万とかの限度額で公募型をやっていますね。10 個やっても 10 個の当りは無いです。今 NPO の代表をやっているが、その時学生は法人格が欲しいということで学生 NPO を立ち上げた。それで市と他の仕事もいろいろやって、街アプリを作ったりした。結果的に 50 万いただいた効果ですね。学生がいなくなったので私が代表をやって NPO を継続させている。何か仕掛けないといけない。それは、職員研修だけでは難しいかもしれないですね。下地の保険制度がある程度活きるようにするには何か仕掛けていかないといけない気がします。どうでしょう。</p>
担当課	<p>今現在は仕組み作りに重点を置いていまして、該当する担当課に頑張ってもらっています。来年度の事になりますが、先ほど話がありました市民協働指針などを作り、市民に市ではこのように考えているというのを伝えていく。そして、なぜ市民協働が必要なのかを訴えていく必要がございますので、これからということでございます。</p>
委員	<p>平成 30 年度に指針を作って、それを 31 年度から活用したいということですね。</p> <p>あとはどれだけ市民に参画していただいて作っていくかということだけ、30 年度にまとめ上げるということですね。言葉では簡単だけど、なかなか市民協働は難しい。何をどうするのか。先生がおっしゃったように、NPO を立ち上げた方もいらっしゃいますが、自己意識で参画するというのが 1 番ベターですが、それがなかなか一般市民に浸透してないので難しいですね。</p>
委員	<p>NPO を 7 年前に立ち上げた時に、近所の方達は NPO って何？という感じだった。</p>
委員	<p>NPO とか言葉が分からないですね。非営利団体といたってそれは言葉上のもので、それは何なのかということ自体がよくわからない。</p>
委員長	<p>よろしいですか。続いて協働のまちづくり事業をお願いします。</p>

2. 協働のまちづくり事業（担当課：市民協働課）

担当課	<p>次に協働のまちづくり事業でございます。事業の目的は、協働のまちづくりを進めるために、行政と地域の効果的な関わりを調査研究することとされています。事業内容としましては、行政区長制度の円滑な運用としております。今までの行政区長制度を維持しつつ、地域の情報収集・課題を洗い出しながら、市民協働のまちづくりの仕組み作りを効果的に進めていくというものでございます。</p> <p>28年度の主な経費でございますが、市内99地区の正副区長252名の報酬でございます。報酬は年額報酬として支払っております。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
委員	報酬総額はいくらになりますか。
担当課	4,245万4千円でございます。
委員	<p>これは、いいようで悪いというか難しい。とても難しい選択だと思う。全体の流れでいうと、日本中全体で考えた時には、東日本大震災前はこういう組織をなるべく行政から手放そう、区長会の解体というのが震災前は結構課題にしている市町村が多かった。区長会を終わりにして、自治組織になってもらって手当ては払わない。そういう流れでずっときたのが、震災後、地域でいろいろなことをやってもらわなくてはならなくなった。結果的に、地域で自立して、ある期間共に助け合ってもらわないと生き延びられないというのが分かったわけですね。そのために自主防災組織を作り、自分達でできるような備蓄をやっていく。何しろ自分たちで3日なり何なり暮らしてくださいという話ですよね、極端に言えば。その時にやはりこの組織が入用かもしれないということで少し戻ってはきている。ただこれは典型的な江戸時代から続く行政の縦割りの流れです。</p> <p>4つの地域が合併してそれぞれ違ったものをもう1回うまく再編したいというのが当然あるが、ここの関係は難しいと思う。これが場合によっては、地域協働の推進力にもなるし破壊力にもなる。これを協働のまちづくり事業の例に挙げるのは非常に難しいと私は思う。とても有益な時と有益でない時がきっとあると思います。こうやって総括連合会の会長になったり地区区長会の会長になったりするとえらいでしょう。これはお金がついてくる。そうすると、それなりにお金があった方がいいですからね。もらっている人は最大4、50万くらいまでいきますか。</p>
委員	<p>それを毎年もらっていて、それを地区のために使う人と使わない人とがいる。地区に還元しないで自分のために使ってしまった人は、4、50万超えた額がなくなるというのは、生活ベースが変わる。そうすると役職にしがみつくななどいろいろなことが出てくる。</p> <p>この金額だと10万単位でお金が行きますよね。その4,200万を各地区に1,000万ずつ自治組織に地域の為に投入できればたいへんな効果があると思う。そういう意味で私はこれにはあんまり賛成ではない。これを協働のまちづくり事業と言ってしまうのいいのかどうかという疑問を持ちます。これ以外にないですよ。</p>
担当課	<p>本事業においては行政区長経費をはめ込んだ感じになっている。今現在まだこの事業自体、区長しか関わりがない。行政区と関わりを持つには区長が必ず必要でございます。本年度行っているのですが、区長にアンケート調査を行って地域の課題を洗い出しして今後の参考にしたいと考えてお</p>

	りますけども、実際は今現在行政区長の経費だけでございます。
委員	協働のまちづくり事業ではなく、市民にわかるように区長経費として載せたほうがいいと思う。区長はお金をきちんともらっている、全員で4200万もらっていると。ものすごいオブラートに包んだような名前で、協働のまちづくり事業という枠の中に入ってしまうと、区長がお金をもらって本来の仕事をしてもらわなくてはならないというのが見えない。そういう意味では、協働のまちづくりの名前で区長会のお金を出すのはいかがなものかと。逆に、区長会経費ということで説明できて報酬しかない。そのほうがわかりやすいのではないですか。
担当課	言い訳になってしまいますが、決算書ではそのまま記述しています。計画的にいきますとこういう書き方になってしまうので解りにくくなってしまいます。
委員	協働のまちづくり事業がやることはたくさんあると思う。さっき言った研修もそうかもしれないし、助成金で新しく手を突っ込んでいくことだとかたくさんあると思う。だからこの名前を使うのなら何かやっていないとまずいと思う。
担当課	そうですね。ありがとうございます。
委員	金額も相当大きいですよ。つい最近2人くらいの区長さんに、区長の仕事は何をやるのですかと聞いたことがあります。やる人がいない、担い手がないということは言っていました。区長の主な業務を見ても、先ほど委員長がおっしゃったような自治組織の考えはそこからは生まれてこない。何かをしたいというわけではないですよ。住民の声をまとめて何とかよく、調整をするということですよ。稲敷市を考えると区長の存在がなかったと想像しますと、例えば災害時や有事の時、どうなるだろうか、誰に何を言えばいいんだろうとか、まとめる人がいないような気がしますね。そうすると区長もそういう認識を持ってくださっているかと思います。区長の任期は1年交代ですよ。
担当課	すべてではないですけども。
委員	地域によっては2年交代とか。
委員	長い人はいませんか。
委員	仕事を持っていると2年はきついということで1年交代にしましょうということで私もやりました。
担当課	今でも何名か、10年以上やっている方はいらっしゃいます。
委員	報酬は地域によっては年間40万以上とか、区長手当が出ればリタイア組にはおいしい仕事と考える方もいらっしゃるの事実だと思います。
委員	コストという考えからすると、報酬が1戸いくらということを私達住人市民はそういう認識をもっていなかったですね。確かに大変な作業ですよ。そういうことなのですね。
委員	年額の報酬がこれで妥当かどうかは全然分からないですね。
委員	妥当かどうかということになると、これだけ時間がかかって、単価がいくらでと言うのを見てたくさんやっている人はたりないかもしれないし、あまりやらない人は少ない。それは個人によって、熱心な方とそうでない方がいらっしゃる可能性もありますよね。

委員	先ほどと同じように事務事業の成果の Do のところ、2.5%と指標が書いてありますが、この指標というのは、33年度の予定で15%と予定として書いてあります。これはどういう結果が2.5%ですか。
事務局	これは皆様にお配りした総合計画にも記載しており、市民2000人にアンケートをした結果をもとに現況値を出している。
委員	今の区長制度に満足している市民の方が多いということですね。
担当課	これは区長制度というわけではありません。協働のまちづくり事業という名称も、今はコミュニティというのは区長しかいないので区長関係の予算をあげていますが、ここで稲敷市ではどういうコミュニティや仕組みがいいのかというのを調査していて、どんどん仕組みを変えていこうという流れの事業に位置付けさせていただいている。
委員	区長の報酬が主だから、そうすると、まちづくり事業と言いつつも、区長制度のことしか言っていないというようにしか見えない。評価指数的にも。そうなってしまうと、あなた達は相対的なことを言っている割にはここで言っているのは区長制度だと出てきている。そうするとやっていることと数値化していることにギャップがあるように思う。
担当課	市民協働の事業を何本かあげさせていただいていますが、全部まとめて協働のまちづくり事業だとは思っていますが、文言が良くなかった。
委員	チェック表の妥当性のところで、市が関与する妥当性で、行政と民間どちらが実施してもよい事業であるのは、相対的に考えるしかないということですか。分かりました。見直しして区長制度をどうしていくか、今後31、2年あたりから始まっているいろんな意見を集約したり、市民参画をしながらやっていくという話ですが、33年まで継続でいくように出ていますよね。最終的に区長制度はどうしたらいいのかという結果はどのくらいに出す必要があるとお考えですか。 例えば市から地域に200万来ているので、区長的人を立ててその中でその人にお金を10万とか20万とか払いましょうというのも自由にできると思う。将来どのようにしていくというのもあると思う。
担当課	今支払っているものをなくすと市民から反発を受けると思います。
委員	まちづくりを考える時に、区長に固執する必要はなくて、地域に補助金を出して地域でコミュニティを含めてどのようにしたらいいかということで活用してくださいと言うその中で、一気に廃止すると不満がでてしまうので、例えばその中で、あなたの地域では今までの区長制度と同じことをやっても良いし、新しいことをやってもいい。ただ、市の刊行物などは今まで通りお願いしたいので、そういうのを含めてやってくださいというものを、市民と話し合った結果がOKであればその方向性でも良いのでは。
担当課	これから市民協働指針を作っていく中で、ご意見いただきながらいろいろな市民の方と話し合っ、こういうことも考えられますがやっていただけますか、どうですかねというようにソフトにやっていかないと、押し付けになってしまう。そうするとうまくいくものもいなくなってしまいます。
委員	逆にお金が裕福な時代ではないから、これが地域に対する原資だよとためらわず出していく。この金額を市民に対して。これをどんどん市民の活動のほうにシフトさせていきますよと。5年間にわたってこの額は減っていきます。早い時期に自治組織に移った時は、その金額は5年間自治組織のお金として補償されますよと。5年後に半額になるのを待つよりは早く自治組織に移行した方がいいと。東京近郊の方はそうだ。

委員	それは行政の手法ですよ。市民をその方向に持っていくという。
委員	トータル額は変えません、逆に増やしていきますぐらいの看板を出しつつ、ここはだから減っていってしまうと。早く切り替えたところには今の額を補償します、ただそれも5年間です、というやり方をしているのが東京の近郊は多い。がらりと行動が変わりますよね。そういうところではそういう手法とったところが多い。
委員	どんどん右肩上がりではないかもしれないが微妙に伸びて予算要求をしていかなければならない。戸数割でやると。稲敷市の住みたくなっちゃうプランを含めて人口を増やそうとしているわけですよ。そうすると結局下がるということはあるんじゃないかと思うので。
委員	区長個人に報酬を出す考えではなくて、何もしないところは結局お金が余りますよね。徐々に自治組織にしていった場合。そうしたら使わなかったら戻してもらってもいい。
委員	それはまちづくりの事業の中で、いかに市民に自分達のまちづくりをしてくださいよということをしていけば、ある程度自分達の地域でこのように有効活用しようと必然的にある程度は出てくると思う。でなければ使い方自由であれば、区長制度と同じにしてもいい。最終的に年度末に決算報告をしなさいといった時に地域によってある程度そういった部分は見えてくる。
委員	具体的な話ですが、今の区長制度はこうなっていて、それ以外に自治組織に移るとか、それ以外にもあるかもしれませんが、そういう選択肢がありますとか変わりますとかいうのは市民の皆さんは理解していらっしゃるのですか。ご存知ですか。 ここには市民の方が3人いらっしゃるが区長制度のこともよく知らないところもある。現状こういう制度になっています。でももっといい制度に変えようと思って市は取り組んでいますというところから、選択肢ももっとみんなに広めていかないと、知らないうちに変わっていたということになる。方法はいろいろあると思いますが、その辺りを皆さんにお知らせしていかないと、せっかく協働とか参加してくださいと言っても、参加しないまま終わってしまう人もいます。
担当課	内部的な行動といいますか、そういうところにいます。来年度指針を作ることによって、それで初めて市ではこのように考えているというものが公になります。市民の方も交えながら決めていくしかない。 行政の方から一方的に押し付けるということは市民協働に反しますので、市民を巻き込みながら進めていく。さらに指針の下にマニュアル的なもの、仕組み作りのようなものを作りながら上手にやってくしかない。
委員	割と政治絡みの季節とこういうのは絡む。市長選終わっているならなるべく早いほうがいい。市会議員の選挙は無視して。選挙との間がないとこういう住民の組織はいじることができない。やるなら2年後ぐらいがタイムリミットで、それを逃すと5年後になってしまう。そういう話かもしれない。
担当課	区長制度自体は壊してしまうわけにはいかないと思う。
委員	報酬はゼロになるけど、それは文句言い辛い。それに文句を言っている人は駄々をこねているとしか思われぬ。私の経験は常澄とか内原だが、常澄は文句を言っていたが自分達の力のなさで転換してお金の話はなかった。その分地域に出るということで。内原はその経験を見ていて、そういうことだと説明したら、あっさり変わった。もらっている人は生活の一

	<p>部になるような金額をもらっているから大変ではある。問題になるのは本当に一時期だけです。そんなに問題にならない。ただ問題は区長制度の時は区長が区の会費を払わなくても広報紙を入れてくれたけど、自治組織になったら自治組織の会費を払わなかったら広報が入らないとかそういうのが出てくる。水戸の場合、理屈上、自治会にお金をやっているのではなくて広報を配達のお金を配っています。例えば3人しか自治会に入っていない、2人は自治会に入っていない。自治会が分けると3人にしか広報紙は行かないが、それはだめですよ。じゃあ、お金を払いませんと言う話になる。お金は地域の中の戸数分払っていますから全戸に配ってください。拒否する自治会長や特に区長が多い。だいたい会費払うと会費と一緒になんとか神社のいろいろなものと一緒に取られる。それはおかしいと言って、私は入りませんと言う人がいると、そこに広報紙もいかない。広報紙代だとしても頑として配らない人はいる。そこはしょうがなく、郵送、あるいは公共機関の窓口においてあるのでそこからとってくれとっている。その辺りの行政の周知が行き届かなくなってしまうという問題もあって難しい。</p>
委員	<p>全戸配布していない所がある。当たり前のように、会費を貰っていないから広報紙を持っていないです。そういう人はどうするのですかと聞いたことがある。市から郵送でできるから郵送で、お願いしたい人は市民協働課に申し出て下さいとあるのであれば、不自由な方もいらっしゃるの、そういうのでクリアしているのであればいいのですが。2年くらい前にそういう話を聞いてありえないでしょうと言った。おっしゃるように区長の報酬というのは戸数割見れば一目瞭然で、全戸に配ってくださいということですよ。</p>
委員	<p>戸数割も厳密ではない。</p>
担当課	<p>それも報告いただいています。市としては行政区の区長さんとしてお願いしているので行政区全部にお配りしてくださいとお願いしている。</p>
委員	<p>広報誌の不合理性にはどういった対応をしていますか。クレームありますか。</p>
担当課	<p>年に何回かあります。そういった時は区長さんをお願いして配ってくださいと話しています。</p>
委員	<p>もらっていないから嫌だという区長もいる。</p>
担当課	<p>そこまでは言わないですね。</p>
委員	<p>頑として配ってくれない。極端なことをいうと、その地区はこちらで違う手法で配りますというところまでいくところもある。そうすると無料の雑誌配る人達にお願いします。</p>
担当課	<p>ポスティングですか。</p>
委員	<p>あちらの方が本当のこと言うと安いかもしれない。</p>
委員	<p>一時期、稲敷市でもやりましたよね。家のポストに入っていました。</p>
委員	<p>情報誌のポスティングありますか。</p>
担当課	<p>行政からは区長配布ということで区長を通して配布してもらっているのが現状です。</p>
委員	<p>区長業務に入っていないませんが、赤い羽根とか集金していますよね。</p>

担当課	担当は社会福祉課になりますが、区長さんをお願いしている。
委員	そのお金も自動的に区の会費とかで赤い羽根や赤十字とか全部とられる。今の話は、本来業務が見えないという結論でしょう。
担当課	このことについては、これからということでご意見いただきながら進めていきたいということで、よろしく願いいたします。

3. コミュニティ活動拠点等整備支援事業（担当課：市民協働課）

担当課	コミュニティ活動拠点整備等事業についてご説明いたします。事業の目的でございますが、コミュニティ活動の拠点となる地域の集会施設の整備等を支援し、住民福祉の向上、コミュニティ活動、住民意識の醸成を図ることでございます。事業の内容でございますか、各行政区にある公民館等の集落集会施設の新築、補修、排水、再建に対し、市から補助金を交付することにより支援するものでございます。平成28年度は16件で222万円の補助金を出しております。内訳は補修改修が15件、排水整備が1件ございました。以上でございます。
委員	地域の公民館ですか。
担当課	そうです。地区で管理している集会施設です。
委員	土地の問題が後で発生することが多い。当時の区長の土地に建ててしまうなど。例えば、後でそこに高速道路が走ってきて買収しようと思ったら、とても権利処理ができないとか、いろいろなことが起きる事例が多い。これはどうするのか。市の土地に建てるとしたらどうなりますか。
担当課	今のところ新たに建てているところはほとんどない状況です。何十年も前に建てたような状況。そのうち市の土地に建っているところもあります。
委員	それはどのようにしていますか。地代をとっているのですか。
担当課	市では無償になっております。
委員	他市で問題になった。公有地に建っている事例が結構ある。それは、本来とるべきなのか取らないべきなのか、という議論がありましたが、結果的にとらないということで決着がついたと思う。借地料をきちんと地主に払っているものなどは、市に申請すれば、こういうものが建っている土地は税が減免になるというのはありますか。
担当課	規定はないです。
委員	それを含めて整理しないといけない。任意の法人にしまえばいい。区の所有にしまえば何かあっても処分ができる。
担当課	地縁団体ですよね。
委員	だけど区長でやってしまうとその人が亡くなって相続が広がってしまうということが古いものでは多い。個人名で登記してしまっている。あるいは代表者数名で登記しているとか。何か動いた時に難しい問題。日本の土地の三分の一は難しい状況にあるといわれている。その代表例らしい。その辺は補助金をあげるとすればその辺をよく考えたほうがいい。
担当課	集落も共同名義の土地が結構ありまして、相続がされていないと既にとんでもないことになっている状況もあるかと思うが、その実態までは市で

	は把握していない。行政区にお任せしている状況です。これから切実な問題になってくると思う。
委員	行政は自分の権限でどういう登記になっているかはお金を払わなくても調べられるでしょう。その状況だけは地番で全部出したほうがいい。この排水というのは建っている場所の問題ですよね。
担当課	これは下水道の本管が通ってから、条件がございまして、2年以内に下水道に接続した場合に補助を出しますという話。
委員	公共下水道の接続の話ですか。
委員	これは都市下水ですね。
担当課	集落排水もです。
委員	この事業の上限は500万ですか。
担当課	事業によってありまして、新築する場合は上限500万、それ以外、補修と配水整備は100万となっています。
委員	稲敷市の人口は減少になっていて、地域の集会所を活用していないという可能性はありますか。
担当課	実質使っていないところもあると思いますが、あくまでもその管理は地区が所有している建物ですので、こちらからどうこうというのはありません。ただ、例えば1地区に3つあるところもある。そういうのを1つにするというような助言はさせていただいています。
委員	そういうのも結局区長と住民で決めるということですか。
担当課	そうですね。
委員	私の地区の集会所は、一昨年上水道敷設と下水道で水洗化をしようということで市と協議させていただいて、お陰様で改修ができた。将来的には地域で話し合っただけ1ヶ所にしたほうがいい、ということであっても地域の人達が利用する施設ですので、具体的に健全者ばかりではないと思うので、出来ればそのまま残した方がいいかなと思います。
担当課	3つあるとそれだけ維持管理費もかかる。
委員	新築時の上限500万というのは、例えば改修費用で100万もらっていて、そこを潰して新築しましょうといったときには新たに申請すれば500万は出るということですね。
担当課	そうですね。
委員	根本共同利用施設というのはどちらかというとコミセン的な役割ですか。中核的な公民館的な役割が強いと思いますが。地域に何ヶ所かありますよね。そういったものは市のほうで管理しているのですか。
担当課	他の共同利用施設は地域に委託して管理している。
委員	地域の集会所と同じように考えた時に、根本共同利用施設については市の管理下で同じようにやっているのであればいいと思うが、その他の小さい地域にあるような施設というのは将来市の方から地域に移譲するというか、今もやっているのですか。
担当課	今は、市の公共施設の位置付けにはなっていますが、地区に毎年委託契約を結んで、委託している。修繕も含めた委託です。

委員	それはあくまでも市でかかえてやっている部分が多いと、もともとあった集会施設との地域格差が生まれるのではと思ってお聞きしました。そういったことである程度市からというのであれば。修繕が発生した時はその委託の中で、自分達でやってくださいということをやっているのですね。分かりました。
委員	この29年度から新規事業というのはどういうものですか。
担当課	こちらは、地区で管理している小さい公園にあるブランコだとかの補修に関しての補助ということです。今までこれについて担当課がなかった状況でした。すべて断っていた状況だったらしいのですが、要望も多かったです。こういった遊具はなかなか地区の方でもお金がないと補修、あるいは不要なものが撤去できないというので、危険な状態で残っているということがありました。こちらで多少でも補助を出せば、いらぬ遊具は撤去が進みますし、使う遊具はきちんと補修してもらおう。そういったことがあるので新たに作った次第です。
委員	<p>どこまでどういう金額で制度を作っているのか分からないが、これは事故が起きると大問題になります。</p> <p>まず撤去だけはどんどん金を出して撤去させたほうがいい。補修は難しい。塗り替えをしても中が錆びていたらだめだ。割と撤去ばかり続いてしまい、遊具のない公園が増えているのが現状です。こういうのは割と外からつつかれる。積極的に声をかけて撤去するものは撤去してしまったほうがいい。それから全国で言った時にその次の問題。昔はブランコや滑り台があった。ブランコと滑り台はどちらかという小学校低学年ぐらいまでの遊びだと思う。そこに対応できるような遊具が地域からなくなってしまった。どこかに大きなものがついているような遊具が整備された。しかし、小さい子どもには、お母さんが2、300m歩いて連れて行って遊ばせるような場所があればそれで十分。それが全国で少なくなっている。その割に金かけて、大規模なものはいろいろなところにあるが、そこに行くのは大変で、お父さんが日曜日しか行けないとか混んでいて遊べないとか。</p> <p>わざわざ幼稚園の中に入って行って貸してほしいという騒ぎになってしまう。結果的に危ないと撤去して終わってしまっただけで遊具がなくなってしまふ。そこで問題。そういうのをどうすればいいのか。そちらの仕事ではなくてしまうのかもしれないけど撤去をするということはそこも考えなくてはならない話だと思います。</p> <p>今のものを見ると次のものと繋がっているが、コミュニティ活動といった時に、地域の集会施設でいいのかと。今縦組織の区だとか自治会だとかがあつて、後は開発団地に集会所、大きいと公園がついている、そういうのはあるが、横組織の人達が集まって自由にいろいろなことをできる場所があるといいということで、活動拠点を作っていく市町村が増えています。縦系列のコミュニティか横組織のコミュニティかというだけの話。皆が集まりやすい場所に作れるか。それが課題になっている。</p>
委員	シャッター通りの商店街の商店を改装してそういうコミュニティの拠点とするというのもある。
委員	そういうもあるでしょうし、余っている公共施設をそのまま転用するとか。耐震上の問題などあるから整備しなくてはならないが。もっと大規模にやるのだったら、統合した小学校跡をそのまま地域活動の拠点施設にしてしまふ。そこでいろいろな遊びもできるし、シルバー人材センターの資材を置いて拠点にする。あとはNPOの人達が集まって会議をするなど、自由に使える。どこに作るかが結構問題です。縦系列は地元だからこういう

	のを整備すればそれで済みますが、横のつながりは拠点になって話ができるとか、そういうのが必要。
委員	<p>コミュニティの拠点というところで、統合して今空いている学校があります。小学校は地域においては何かがあると小学校、避難場所もそうだし盆踊りなどのイベントもそう。地域のお年寄りから子どもまですぐに皆が集まれる場所。行き方も近い遠いという差はあっても、行きなれた場所ということもあって集まりやすい。特に自分の母校であると年をとっても小学校が何かあったらあれだからという感じで、集まる気持ちがある。今は小学校が統合してしまい、愛着のあった小学校がそのままになっている。そこがいろんな事情で使われているという話もありましたが、そこが年代の違う人達の交流センターのようになるといい。そういう場所がまだ稲敷市にはないので。例えば児童クラブは何箇所か市内にあります。児童館もないし、ないということはその1カ所に子どもを集めるには足が必要になる。学童保育で預かってくれる場所は何箇所かありますが、学童保育にしても子ども達が帰ってから使用するわけで、午前中はがらんとしています。私は東京に長いこと住んでいて、児童館がすぐ近くにありましたが、子どもでいうと赤ちゃんから障害者の方まで時間とか曜日を別に、そこに集まるのがあった。そこに行くと、自然と利用する人たちでコミュニケーションができる。そういった流れがありました。ここだと、この施設は子どもの施設、この施設は老人の施設ということで、場所が別々なので世代間の交流がありません。</p> <p>今ふれあいセンターというのが地区センターに変わりました。その地区センターが子育て支援センターも兼ね備えています。そこにカラオケとかお風呂に入る場所がありました。そこに通ってくるお年寄りがいて、駐車場で、後から出来た子育て支援センターに通う赤ちゃんを連れてお母さん達を見て、あそこに子どものもののできたけど何ですかという。そうすると、今日はなんだというように自然に声をかけたり、ロビーで赤ちゃんをあやしたりするというちょっとした交流があります。施設が別々だとどうかというのもあり、空いてしまった小学校を、市として目的を持って、いろいろな年代の人が交流できるような、共同という意味で、イベントでもやるような場所を提供して交流する、コミュニティができる場所があったらいいと思います。</p>
委員	どちらかという企画に対する課題。
委員	公民館は老人会など年中集会で集まっています。本当にお年寄りが集まるのにエアコンが壊れたら皆熱中症になって大変なので、そういったメンテナンスも必要だし、子ども会も夏まつりの行事などで使用しますので、施設の充実は大切だと思います。そういったところの使い方も大きなスタンスで考えてもらえたらと思います。
委員	確かにそういう集まる場所が必要ですよ。稲敷市では小学校の空き教室は耐震をやっていない。その辺りをクリアしなければならないという問題もあると思います。不特定多数の人が集まる施設として活用するのであれば、廃校した小学校を活用していただく上では、まずは耐震をやらざるを得ないし、市でもそうではないと使えないという話になってくると思います。
委員	空いている小学校の有効活用について相談にいきました。そうしたら、まず事業計画書を出してくださいと言われました。
委員	東京だと減少している学校だと社会教育施設と一緒にやりましょうとか、幼稚園も空き教室を使ってやりましょうとか、そういった部分もあつ

	たと思う。そういったものがうまくリンクしてできればいちばんいい。若い人の起業を目指している人に1教室貸してあげて、自分のやりたいデザインとか絵とか、そういったものへの活用も協働まちづくりの1つではないかなと思います。
委員	それですでに計画書を出している若い人がいます。
委員	そうですか。貸してくれるかどうか。あとは耐震が一番重要だと思います。
委員	トータルで見ると古い制度と古い集会施設を、維持しなくてはならないというのがあって、従来の課の活動だとかっただけやっていけばいいのが、横のつながりをどうするのかとか、地域協働という言葉で同地域にこれを交渉するのかとか、まるきり新しい分野の仕事がイメージとしてはものすごく強いんだけど、古い仕事が今まで通りあって、その兼ね合いでとても大変だとは思いますが。これからは役所だけで何かをできる時代ではないから、そういう意味では他の課の人にどう自分のところのやろうとしていることを理解してもらうか、ここが一番大きいのではないですか。皆、頭では協働と言っているが、誰も分かっていない。そこを他の課と一緒にやってやろうというのに持つていくためには、どういう仕組みが必要なのかとのいうのが1番大事ではないですか。この既存のものをどう少しずつ変えていくか。
委員	市民協働課は他の課との連携が一番必要ですよ。
担当課	そうなりますね。つなぎ役というか、仕組み作りのつなぎ役みたいなものと今は考えております。
委員	先ほど話した起業支援みたいなものはどうですか。自分が何かをやりたい時に自分で起業して1人社長とか1人親方みたいな人もたくさんいます。そういった支援というのは市民協働課ですか。
担当課	創業支援ですと、内容によっていろいろあります。
委員	商工観光課の度合いが強くなってくる。
担当課	企業誘致推進室でも創業支援はやっているのです。内容によるのでやはり連携が大事だと思います。
担当課	先ほどおっしゃっていましたが、試し営業とか場所を貸してとこのをやっているところはありますよね。先進地ではお店を出す前に試し営業できるとか。
委員	テレビで見ると、だいたい学校の廃校になったところを映していますよね。そういうところで1教室与えて、やってくださいね、という。やる気がある人に場所を提供するのも、まちづくりでくくってしまったらどうなのか。よくわからないが、そういった中で稲敷市はこういうことをやりますよとPRすると、いなしきに住みたくなくなっちゃうプランの中の1つで人口が増える。稲敷市で自分が起業したいと思えば、そこへ行けばいいんだと言う感じ。3年間程度は起業する人には手立てをしてあげましょうということであれば。
委員	いろいろなことをやっているとこちらの仕事ではなくなってしまうけど。地域を育てるとか人を育てるとか。
委員	たばねるのだったら市民協働課でいいのかなと思います。縦ではなくて横ですよと言っている部分なので、主管課はどこであれ、窓口となるのは市民協働課あたりで流してあげる。

委員	大都市とか田舎でもありますが、レジデンスとして使っている廃校は多いですよ。1部屋ずつアーティストが使える。
委員	そうすると結果的に空いているうちを借りてそこを借りて、その空間の中で何かを作る。 キース・ヘリングの最後の絵はイタリアの教会の正面の壁全部がキース・ヘリングの絵になっている。普通落書きさせられないよね。それを受入れることによってそこにキース・ヘリングを好きな人が皆そこに行く。 そういう落書きをしている人でも200人に1人くらい本物になる人もいますし、それで東京や神戸、京都にもありますが、廃校跡はそういうアーティストのレジデンスにあっているところが結構ある。
委員	近隣でそういうことをやっているところはないですよ。
担当課	近隣ではありません。
委員	先駆の市になるということだけでぜひ。
委員長	どうもありがとうございました。

【午後】～行財政分野～

4. 市税等収納事務事業（担当課：収納課）

事務局	それでは午後の部を始めたいと思います。まず収納課の事業になります が、評価に先立ちまして、職員の紹介をお願いしたいと思います。
担当課	こんにちは。収納課長です。よろしく申し上げます。課長補佐です。係長です。
担当課	よろしく申し上げます。
担当課	(担当課説明)
委員	これは何か26年ぐらいから特に数字がよくなっているような気がするんですけども。その辺は何か特別これが原因だというのはあるんですか。
担当課	25年度までは国保年金担当課で人手不足の中、徴収も行ってはいたんですが、どうしても通知、催告、差し押さえまではできていない状態でありました。解決するために、収納課は今まで国保税はやっていなかったんですけども、26年からうちの課に来てからは、国保税の差し押さえ催告も収納課で、他の市税ですね、固定資産税、住民税、軽自動車税と合わせて差し押さえを入れて、徴収まで取り組んでおります。
委員	そうすると市税も上がったわけですか。
担当課	そうですね。
委員	結果的に。
担当課	結果的に。はい。当然、電話催告とか税が付くものは全て収納課で、当然現年分は収納課ではやっていないんですが、過年分、今言えば28年度から前の税金について収納課で。
委員	現年分はやらないんですか。

担当課	現年分は今のところ。
担当課	こちらの表の一番上にあるんですけども、コールセンターというのを平成 27 年から始めたんです。よく間違い電話や、詐欺電話と間違えられて、苦情が来るんですけども。ちょっと納期が来て、督促が出る前後ですね。それにお客さまが、お忘れがないですかという電話が、市で委託してしまっていて。それをやるようになってから徴収率が、国保も当然やっているんですけども、一緒に上がっているの、それも 1 つの要因だと分析しております。
委員	それは例えば市民税とか、固定資産税とか軽自動車税とか国保税を滞納する人は、同じ人であるというのが多いですか。
担当課	多いです。
委員	同じ人が多いということですか。だから相乗効果があるという。
担当課	そうですね。
委員	督促とか催告とかそっちにいく割合というのはどれぐらいなんですか。素直に納期までに払ってくれる人がどれぐらいいて、まあ結構次のステップに行く人がどれぐらいいるのか、ちょっとイメージつかめないの。もし分かれば教えてください。
担当課	督促状の件数は下に置いて来てしまったので。結構いますね。お忘れになっている方も。納期までには。
委員	結局最後の徴収率が 90 パーセントなので、9 割の方は最後までちゃんと払ってくれるということですかね。
担当課	9 割は財産調査とか全部まで行ってということですか。差し押さえまで行ってということですか。
委員	そうです。手間が掛かっているのはどのぐらいあるのかなど。
担当課	件数はちょっと下に行かないと分かりません。結構手間が掛かっています。
委員	そうですよね。ここが一番お仕事としては。
委員	督促が多いでしょう。
担当課	督促が多いです。
委員	督促料を付けますよね。
担当課	付けます。
委員	それは確実に全部取っているんですか。
担当課	基本的に取りっています。
委員	基本的にじゃなくて。
担当課	不能欠損とか取れなくなる場合は取らないんですけども、もう取れないので。その前の場合ですね。取っています。それは当然、頂いています。
委員	この頃はどこの市町村も取っているみたいね。何かおまけしてしまうところが昔多かったみたいなんだけれども。

担当課	稲敷市は条例で決まっているので、今督促料は頂いているんですけども、町村によっては今条例を廃止して、取らなくなっているところもあるんです。
委員	逆に。
担当課	逆に。だから収納課としては、今後は取るか取らないかは今検討しています。取ったほうがいいのか、取らないほうがいいのかというのは、ちょっと今、検討期間です。
委員	むしろ何かで聞いたらば、取るようになってからのほうが上がったと言っているね。何かこれを単なる 100 円の話なんだけれども、取引材料にして払わないみたいな話はもうないよということにしたほうが、すっきり払う率は高くなったと言っていた。
担当課	収納課としては、今のところは取っています。督促状が出るので、今払わないと 100 円付いてしまうよということはコールセンター等でかけているので、結構効果はあると思っているんです。100 円取っていることに関しては。ただ、取らない町村が今言ったように多くなってきたので、検討している状況ですということです。
委員	それで、この収納の上がってきたのに、収納の方法が変わったとかというのはありますか。
担当課	収納が変わった。
委員	コンビニとかカードとか、そのいろんな。
担当課	コンビニ納付が今 3 割ぐらい増えているので。結構コンビニ納付はだいぶ浸透してきています。
委員	郵便局も扱っていますか。
担当課	扱っています。今、市で使っていないのは、クレジット納付はまだやっていないんです。
委員	カードはやっていない。
担当課	今ちょっと検討しています。農村部なので、クレジットが高齢の方に使えるかどうかも含めて今検証しているところですので、クレジット納付は今検討中でございます。
委員	いや、使えない人は使えないから。若い人向けには何がいいのかですよね。
担当課	そういうことを今検討して、費用対効果を考えて、少しでも収納率を上げるために、いろいろな方法を考えています。
委員	ただ、払うほうはクレジットのほうはあまり得ではないですよ。
担当課	そうですね。ちょっと手数料を取られるので。
委員	本人が取られますからね。
担当課	そうですね。
委員	コンビニは損するんだけど。
担当課	こちらだけです。
委員	本人が一番、決済上簡単ですよ。それとやっぱり、収納の決済そのものもコンビニが一番簡単でしょう。早くて。

担当課	早いですね。
委員	銀行だとやっぱり数日かかるでしょう。結果的に。コンビニは瞬間に来ますものね。
担当課	はい。
委員	これは税目によって未納者というんですか、滞納までいかないんでしょうけれども、未納者というのは例えば市民税だと特別徴収者が多いので、若い人は少ないんですよとかあるじゃないですか。普通徴収も当然あるとは思うんですけれども。固定資産税とかだったらば、ある程度シニアの人が、所有している人がそういう人が多いでしょうから、そういう税目によって、未納者の年齢層みたいなのはやっぱりありますか。
担当課	この4税に関してはそんなにはないです。
委員	そうですか。
担当課	この他に介護とか、後期高齢はあるんですけれども、基本的にはああいいうのは年金引き落としなんです。それができない方が普通徴収といって、収納率に関係してくるようになるんですけれども、そういう人は当然年金ももらっていない方なので、該当があるんですけれども。 固定資産税とかは平均的なので、若い人は固定資産は持っていないですから。高齢の方になってしまう。
委員	そうですね。シニア層ということでしょうから。
担当課	市民税も普通徴収しかこれは滞納がほとんどないので。特別徴収の方は100パーセントに近く払えるわけですから。
委員	特別徴収に滞納があったら大変なことになってしまいますから。
担当課	特別徴収に滞納がある方は会社が倒産したばかりのときしかあり得ないので。ということは普通徴収の会社というのは、あまり普通はないですから、自営の方とか。年齢というよりは職種ですかね。
委員	これでコールセンターは何人ぐらいいるのか。
担当課	コールセンターは、人がいっぱいいるんです。ただ、交換してやっているんですけれども。
委員	フレックスみたいな感じか。
担当課	コールセンターは委託なんですけれども、そこに何かローテーションで入っているんです。
委員	本当に市のほうから委託料を流してしまって、それからあとは月々のデータを。
担当課	そうです。データを流して。
委員	送るといってかそういうことで。
担当課	はい。だからそのコールセンターも稲敷市だけではなくて、たぶん検診の案内とかもやっているんです。違うところの。
委員	じゃあ個人情報。
担当課	守秘義務は守られるような会社に。
委員	守られる業者に。

担当課	そうです。
委員	それで督促状の発送というのは、納期過ぎてからどのぐらいの期間で。
担当課	一応、地方税法で20日になっています。
委員	20日で、その間にコールセンターから。
担当課	なるべくその前に出すことにはして、コールセンターからかけることにしているんですが。
委員	お話の中ではそういうことですものね。
担当課	はい。ただ、つながらない方もいるので、多少前後してしまう場合もあります。出してしまったんだけどもということ、督促が出てしまったんですけども払っていないですねという話もあります。勘違いなさっている方とか、高齢の方、もう忘れていても結構いらっしゃる。感謝されている場合も結構あります。怒られる人もいますけれども。
委員	国保税なんかだと、滞納者、未納ではなくて滞納になってくると、国民健康保険証が短期保険とか、そういうのがありますよね。
担当課	あります。
委員	そういったのは結構ありますか。
担当課	あります。ただ、収納課と保険課とよく協議して、その個別個別で判断して。一律でやってしまうと、人によっては払いたくても払えない人もいますので、そういう方は納税相談をして、1年間出してくださいよとか、期間を。
委員	納税相談をしながら、納税計画書を出したり。
担当課	何も来ない人は困ってしまうんです。相談にも来なくてただ払わないと。どういう状況か分からないというのが、困ってしまいますけれども。
委員	他の市町村に比べて、収納率はどのように思っていますか。
担当課	収納率ですか。ちょっとまだ低いので、もう少し頑張りたいです。
委員	そうだよ。まだ低いですよ。
担当課	今、上げている途中ですので、もうちょっと頑張りたいと思っております。ただ、先ほどおっしゃったように上げるためにはいろいろな方法があるので、収納課としても、何をやるか毎年のように考えてこういうふうな結果になっていますので。費用もかかるがあるので、費用対効果も考えながら、上げていきたいと思っております。
委員	県の債権機構にいくのはどのぐらいの数字がありますか。
担当課	年間20件ぐらい。
委員	結構ありますね。結果的にはどうですか。
担当課	半分ぐらいは回収してきています。
委員	半分ぐらい。
担当課	はい。県にいくのはだいたい金額も大きいです。

委員	一斉に徴収で、こちらの職員以外も含めて徴収するような案はないんですか。
担当課	10年ぐらい前なんですけれども、稲敷市の管理職を先頭としてやっていたものがあったんです。やはり、管理職が行けば農家なんかは払うという時代もあったんでしょうけれども、今はそういう時代ではなくて、専門的知識が必要になってきてまして。相手もやっぱり勉強している方も結構いらっしゃるの、回答できないとただ行っただけでは、徴収員さんと同じになってしまうので、ちょっとそれは今のところ考えていないです。
委員	徴収員さんは、どういう働きをしていますか。
担当課	現在2人います。現年分優先で、なおかつ基本的には、足腰が悪い方、特に高齢の方、要は高齢で自分で自主納付ができない方は専門に行ってもらっています。税金は払うのが当たり前ですから、普通のところに徴収に行くのはおかしいので、払いに行けない方、どうしても銀行まで行けないのよとか、そういう方に行ってもらっています。あとはそういう状況を見に行ってもらっている場合もあります。今この人はどうなっているのか。
委員	この徴収員さんへの支払いは出来高？
担当課	出来高と基本給の両方です。
委員	出来高だと出来高を上げる手法がいくつでもあるから。
担当課	そうなんです。だからうちのほうも難しいです。基本給プラス出来高でやっているんですが、そのバランスがなかなか難しいと思っています。
委員	それでこの督促段階から財産調査の段階に入りますよね。この辺のところの前ですか、後ですか、要するに支払い計画を出してもらうのは。
担当課	だいたい前が多いです。催告書というのを出すんですけれども、それだけで来てもらって相談したときに出示してもらう場合が多いです。後の場合もありますけれども、基本的には前が多いと思います。ケース・バイ・ケースなんですけれども。督促ではなくて来庁要請や、督促催告状というのを出すんですけれども、そうすると普通は来るとか電話がありますから、1回来てくださいと。計画をしましょうよという話になりますよね。なので、前が多いかなと思います。ただ、後の場合もあります。財産を隠している方もいる場合もあるので。
委員	それが守られるのはどうですか。比率的には。
担当課	結構守られていますね。
委員	結構守られる。
担当課	財産調査までかけていくと、払ってくれる人は結構います。財産調査の中には、結構誓約をもらったり、完納したり、いろいろなパターンがありますけれども。
委員	銀行の口座は結構この辺だと限られていて、当たりはいいですか。
担当課	結構うちのほうだと8銀行必ず調査するようにしています。ゆうちょ、千葉銀も入れて8。市内6とプラス2かな。その他にも取引明細とか見て、楽天銀行とかいろいろありますけれども、基本的には。
委員	銀行の口座を差し押さえは。

担当課	だいたいその日の夕方か翌日には。
委員	現物の差し押さえはやらないですか。
担当課	現物というのは不動産でよろしいですか。
委員	不動産とか車とか。
担当課	不動産はいっぱいやっているんですけども、動産は、車は傷付けたりなんかするのがちょっと難しいんです。あれが。やれないことはないんですけども。あんまり換価価値的なものも、稲敷市では今のところあまりやっていない。他の町村はやっているところは結構あるんですけども。
委員	年に何回かの広報誌に競売出てますよね。あれはまさに滞納者のやつで、差し押さえをしたということですね。
担当課	そうです。稲敷市もやるし、県の機構もやるし、国の税務署もやるのでいろいろなところがやっているんですけども、まさにそれです。あと銀行がやる場合もあります。
委員	2回とか3回とかあるんですが、やっぱり競売申込みがなかったとか、不調に終わったとかですか。
担当課	一応3回までやりなさいという指示。
委員	そういうことがあるんですね。
担当課	ちょっとずつ下げてはいるんですけども、なかなか場所によっては、買う人が出てないです。
委員	土地に合った形でしかできないでしょうけども、もうちょっと努力をしないといけませんよね。それがどういう手法がいいのかはちょっと、それぞれ研究してもらわなければならないけれども。もう少しいけば、みんな払うんじゃないんですか。
担当課	途中なものですから。
委員	県の平均はどのぐらいなんですか。
担当課	95.4 ぐらいです。
委員	やっぱり市民性や県民性などがあるんですよ。茨城県はそんなに払いがいいほうではないですよ。関東甲信越では新潟が一番払いがよくて、それはどの料金見てもそうらしいです。税金ばかりではなくて。だから電話料だとかいろいろありますよね、電気代とか。ああいうのを全て含んでも、何かだいたい同じような数字が出てくるらしいです。
委員	これで納税相談をして、例えばさっき言ったみたいに、納税計画書なり出してもらうわけじゃないですか。それでそのまま順調に行くというのは絶対あり得ないと思うんですけども、割り方その比率は大きいですか。結局元に戻ってしまうというか、1~2カ月は納税計画書のとおり納めた、けれども、3カ月目辺りからまたなってきたりする。その繰り返しは結構滞納者は多いと思うんですけども。
担当課	半分なりますね。その場合はでも勤め先に行くんですけども、勤め先に行くともう、そこからは守るようになるんですよ。
委員	質問なんですけれども。会社で払ってくれないんですか、まとめて。
担当課	徴収をやっていない会社もありますので。

委員	稲敷市は全部特別徴収ではなくて、2人以下とかは免除なんですか。
担当課	特別徴収ですか。ではないところもあるんです。課税の。
担当課	本当は義務なんですけれども。
委員	そうですね、最近すごく厳しく。
担当課	今おっしゃったように、義務なので罰則がないじゃないですか。やっていないところもあるし、あとは会社をお辞めになったので、今は給料から天引きしているんですけども、前の会社を辞めたときの税金があるという方もいらっしゃるんです。すると今税金も払っているの、追加でというのはなかなか難しいので、それもというのがありますし。
委員	普通は新たな会社で就職すればまとめてというか、それはある程度、特別徴収で義務付けられたと思うんですけれども。
担当課	地区性があるのかという話だと思うんですけれども、稲敷市というのは他の町村に比べて特別徴収者が少ないんです。少ないというか、他の多いところが多いんです。会社が多いところが。徴収率は上がっていきますよね。 だから農家の方が多かったり、自営の方が多い農間部は普徴と特別徴収の比率でいくと、普徴の人が多いいんです。そうすると徴収率が落ちてしまうんです。だから東海村などは勤め人が多いじゃないですか。だから同じように努力しても、向こうは徴収率がぐんと上がってしまうというのも理解していただきたいと思うんです。もちろん頑張っているんですけども、なかなか頑張りが分かりづらいよというの。
委員	企業というか、組織でやっているんだけど、一人親方みたいな会社も結構あるんですか。
担当課	まあ農家系は多いですね。農家の方は。
委員	農業を法人でやっているんですけども。それはあまり。
担当課	農業は個人ですかね。
委員	個人になってしまうという。
委員	これは軽自動車税がちょっと他のより弱いのは、何かやっぱり構成要件がちょっと違うんですか。
担当課	農耕用の軽のことが多い。あとは増税になったそれは状況が同じか。構成要件もありますね。
担当課	軽自動車も所有率が多いですよ。田舎のほうは。必ず一家に一台の軽トラがあったり。普通車の他に軽自動車を人数分持っていらっしゃるんです。都会だと一家に一台じゃないですか。田舎だと一家に一台以上ありますよね。なので軽の比率も高いので徴収率に、特にバイクとか、さっき課長が言ったように農耕用も含めて率は多いです。
委員	トラクターや農耕作業車といわれるものの、軽自動車の部類に入ると思うんですけれども、ナンバー登録は結構皆さん農家の人はしていますか。
担当課	最近はしています。前はしていないことが多かったんですけども、交通事故等で摘発される例が、龍ヶ崎でも結構あったものですから。皆さん免許も取ってナンバーも付けている方が多いです。
委員	今はだいたいじゃあそういうのも周知されている。

担当課	もし付けないで乗っていて事故でもあると大変ですから。たぶん理解して付けている方が多いと思います。
委員長	これがうまくいって初めて行政がうまくいくということですから、頑張ってください。ありがとうございます。
委員長	はい。それでは午前中の分をやってしまいますか。よろしいですか。市民活動推進事業がおおむね適正 3、一部見直しが 2。今までのやり方という、『おおむね適正』にして意見を付けるという形なんですけれども、それでよろしいですか。
一同	はい。
委員長	その次、協働のまちづくり事業。また難しいですね、これは。一部見直しが 3 で、適正とは言えないが 2…。
委員	この 2 が。なかなか。
委員長	だからどうするかだよね。
委員	問題認識が皆さん何か。みんな同じような感じですね。
委員	同じですね。
委員長	言っていることは同じなんだよね。
委員長	だからこのセリフの仕事がもっと欲しいというのが本音ですよ。どうしましょうね。だから協働のまちづくり事業というのがあってくれないと困るんだけど。
委員	そうなんです。
委員長	だから、じゃあこれ一部見直しにして、この区長会の制度を別に持って行って、協働のまちづくりの本来の仕事を増やせみたい。そういう意見にしますか。
委員	はい。
委員	何か、この事業名を指定してしまうのもまずいかも。
委員	協働のまちづくり事業なんですけれども、今は区長会の部分しか特化していないというか。
委員長	それは違うだろうという。
委員	それは違うと思う。今後研究して作っていくみたいですから。
委員	ではそういうことで、『おおむね適正』ということよろしいでしょうか。これもでもまあ、あんまり意見もないんだけど。もっと多面的な支援をしろということ意見を付けて、おおむね適正ということよろしいですか。
委員	はい。
委員長	では、午前中の見直しはそれまでということ。では高齢福祉課に入りますか。

《休憩》

～福祉分野～

5. 高齢者生活支援事業（担当課：高齢福祉課）

事務局	それでは、高齢福祉課のほうの事業についてお願いしたいと思います。説明をお願いする前に、課長のほうから職員の紹介をお願いいたします。
担当課	高齢福祉課長です。出席職員を紹介させていただきます。課長補佐です。係長です。主査です。主事です。
担当課	よろしく願いいたします。
担当課	なお、今回、高齢福祉課所管では、3事業選定されておりますが、その中で、介護支援ボランティア制度実施事業につきましては、介護保険法に規定する地域支援事業における介護予防、活動支援事業といたしまして、65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動をとおして地域貢献することを奨励、支援し、高齢者自身の社会活動を通じた介護予防を推進することを目的といたしまして、平成28年10月より始まった事業となりますことを付け加えさせていただきます。 よろしく願いいたします。
委員	それでは1事業ずついきますので、よろしくお願ひします。
担当課	(担当課説明)
委員	では、実効性の高くない事業の見直しという、それは何なの、というところから。
担当課	給食サービスについては、月1回ボランティアの方にお弁当を届けていただいているんですけども、月に1回ではちょっとどうかと。 かなり歴史はある事業だと思うんですけど、ちょっとボランティアの方のほうからも、地区によっては件数が増えてきて対応が難しいというお話も出ておりますので、この辺りからちょっと見直ししていこうかとは考えております。
委員	270何人のうちの結構なパーセンテージが楽しみにしているんじゃないですか。1回やっちゃうとなかなか、難しいですよ。
担当課	「愛の定期便」と「給食サービス」はだいたい皆さんセットで利用されていますので、給食のほうがなくなったとしてもヤクルトのほう、「愛の定期便」月2回対応はできていけるのかなとは考えているんですが。
委員	お弁当は月1回と書いてあるんですけど、ヤクルトは月2回なんですか。
担当課	はい。1回あたり7本お届けします。
委員	「緊急通報システム」高齢福祉課って利用者数が減っているんですけど、これは追加的に増えた人なんですか。それとも利用者数全体が減っているんですか。
担当課	全体です。
委員	何でこんなに減ったのかなというのがちょっと分からなかったんですけど。
担当課	亡くなっている人が増えて、希望する人が少ない。
委員	1人暮らしだと、亡くなる人が多い。
担当課	付ける際にも本当に必要なのかという。病気とかも発作とかがあるのかというのを確認して設置させていただく。

委員	あまり変なことで、どうでもいいことで呼ばれても迷惑な話ですね。
担当課	よく申し込みがあるのは、「私高血圧だから」とかという理由で、「もしかしたら倒れちゃうんじゃないか」ということで窓口に来られる方がいらっしゃるんですけど、高齢者の方って結構皆さん高血圧だったりするので。
委員	でも、その人は知らせる手段がないとすれば、これは付けてやらないと、知らせられなくて孤独死しちゃうんじゃないですか。
担当課	緊急通報等、これについてはまたいろいろ今探ってはいるんですが、難しいのは固定電話専用なんです。 というのは、今、1人暮らしをされている方で、固定電話でない、家族の方がスマートフォンとか携帯を持たせて連絡を取っているという方もいらっしゃるので、一つにはこの問題もあって、今精査しているというのは、他の手段も含めて、一人暮らしの安否確認、通報に関しましては、委員さんからのご質問を頂く前から、いろいろな会社とかそういう所が参入してきていますので、そろそろそういったものも精査して、本当に1人暮らしで安否を確認する方法として何が必要なのかというものを、来年辺りから見直していきたいというふうに考えています。
委員	いっぱいありますけどね、他でお金をかければいくらでも手法はあるんだと思うんですけど。
担当課	お金もそうなんですけれども、あとは、今まで参入されていなかった所が、やはり高齢者向けのこういうものは、かなりいろいろ民間の参入が増えてきましたので、これが始まったときには選択肢がなかったものが増えてきたので。
委員	安否確認が目的でこういった事業をされているんですけれども、ヤクルトが安否確認に行き、給食サービスで、作る人と配る人とまた別々のボランティアの方がやっているんですけれども、それで安否確認しながらたまたま配っているから、「次に行くから」って行くわけにいかなく、やはり何分かお話しして、ちょっと健康状態とか確認しながらちょっと世間話を、安否確認するんですけれども、その人たちの情報、見たときの情報、配った人とヤクルトの人とか、そういった情報が一つの所に共有されないと、その1人暮らしの人が見守る、一番最新情報がちょっとできないので、私もちょっとそこところが。 ヤクルトもちょっと定期的に継続しているので、近所のお年寄りの、うちの次に行くお年寄りはどうなった？ とか聞くんですけれども、そのヤクルト屋さんが「最近あのおばあちゃんはどこどこに入ったから」とか言って教えてくれるんですけれども、そういったことが高齢福祉課の担当の人とか民生委員さんに分かっているのというのと、ヤクルト屋さんは知っているけど知らないよね、みたいなどころがあつて。
担当課	高齢福祉課の担当には入っています。
委員	そうなんですか。ヤクルト屋さんが一応？
担当課	届けられませんでしたということで、こちらでご本人の家にもう1回電話したり。
委員	ヤクルト屋さんは行ったときの状況が病院に入院したとか、そういったことは折り返す？
担当課	そういう情報も頂きながら。

委員	細かい話は別としても、つながった見守りができていれば、そういうことであれば。
担当課	そうですね。この「愛の定期便」も、だいたい行くように決まっているんですけども、行った日にご本人が不在とかであると、また次の日に行ったりとか、また週末の土曜日に行ったりとかで、場合によっては1人に対して3回ぐらい訪問してもらっているときも。
委員	<p>そうだと思います。あとは、申し込みを受けられたときに、ヤクルトもそうですけれども、給食のほうも、一応食べるものなので、特に夏などは「後で食べるから置いていって」って。</p> <p>置いておくのはもちろん安否確認なので、本人がいないとお渡しできないのはあれなんですけれども、何回も訪問して置いていって、その方が食べるのに次の日まで食べたりしたり、あとはヤクルトも飲みきれなくて結構ためていったり。そういった状況とかも、申し込まれたときに「その日のうちに食べてくださいね」とか、ヤクルトも「飲みきれないようだったらちょっとお休みしてもいいですよ」みたいな、そういった、高齢福祉課ではアドバイスとかはあるんですか。</p>
担当課	安否確認なので、食事は高齢者の方が「私は今日はお買い物に行っているから、置いていってくれ」というのは一切受けません。安否確認なので。お弁当が目的ではないので。
委員	<p>そうですね。安否確認なんですけれども、今言ったようにヤクルトと食べるほうが優先しちゃってというところがあって、安否確認のための事業なんですけれども、申し込まれた方がちゃんと召し上がっていただければいいんですけど、配っている人からそういうお話もちょっと聞くので。</p> <p>あと、給食が月1回で、配りに行くと「月2回ぐらいにしてくれ」という話は前々からちょっと聞いていたので。いろいろな団体の人が提供しているんですけど、決まったメニューしか作らない団体もあるし、いろいろ栄養バランスを考えて作る所もあるし、特色があるんですけれども、そういった中で配る人も月1回が大変だということもあり、提供するのは月1回も結構大変かなということもあるので、今説明して下さったように月2回はきついとは思いますが。</p>
担当課	ボランティアさんが高齢になってらっしゃるから。
委員	そうなんです。メンバーチェンジもなく。
委員	そうなんです。ボランティアで新しく入る人がなかなかいないんですって。
担当課	それとあと、この異常な気象で食中毒の問題があるんです。リスクをそこまで背負っていただいてやらなければいけないかという、そこもまた大変な思いをさせてしまうという。
委員	でも、待っている高齢者の方は「本当にありがたい」という気持ちで毎回毎回お待ちになっているという現実はいらないことですね。この事業では。
担当課	ですから、本当に安否確認が必要な人にきちんと安否確認ができる方法をもう探っていかなければ、これからの高齢者の人口に稲敷市で対応できるのかという。
委員	<p>特に、配りに行ったときに、何件か回って、中で倒れられていて、本当に高齢福祉課の人に鍵を開けてもらって救急で運ばれたけれども駄目だったとか。</p> <p>結局それによって助かった人もおり、現実問題としてすごく直面してい</p>

	る。配りに行って緊急を脱した人もいるので、事業的にはすごく効果があることだと思いますけれど。
担当課	ここには挙げていないですが、協定を結んでいるところが、例えば生協さんとか郵便局の方ですとか、そういった方々が見守ってくださって、例えばそれがたまっているとか、そういう通報は入ってきていますので。
委員	ただ、何年か前に市営住宅で、お風呂から上がって亡くなっていた方がいて、隙間なんですよ。月に1回、2回の安否確認の間の、隙間の何時間の間で亡くなっていたという、3日間ぐらい発見されなかったんです。そういうこともあるので、きめ細かいというところが難しいですよ。
担当課	スタート時点の事業にとらわれなくて、やはり新しいものを調べながら、本当に必要な人に届けていく時期だというふうに、来年あたりから見直さなければいけない。もう超高齢化時代がやってきているので。
委員	高齢者の支援事業ということで、一番下の理美容だけちょっと特殊な感じがするんですけど。要介護4・5の人で。 在宅で要介護4・5のレベルの人が、ご自宅で寝たきりの状態にいるというイメージですよ、それまでの、上の方と違って。そうすると、家族はいらっしゃるわけですね。それで、要するに床屋に行けない、そういう状態の人ですよ。その状態の人が5人というのは、いかにも私のイメージでは少ないんですけど、ニーズはこんなものだったのですか。
担当課	稲敷市の理容組合の方たちが行ってくださっている理容のほうが多ぶん多い。
委員	4・5あたりの人だとデイサービスより施設入所のほうが多いですよ。だから仰臥状態にあるとかってありましたけれど、そういう寝たきり的な人だとそちらの方向って薄いと思うので、だから結局老人ホームとか特別養護とか、そちらのほうでやられている方が多いから絶対数が少ないという解釈でいいんじゃないかと。
委員	ただ、これから在宅は増えますよね。4、5のレベルの方も。だからこの事業はこのまま。
担当課	改めて周知とかはしていきたいと思います。
委員	最初のページの所で、要支援1、2の推移が出ていますね、データで。各年度に新規の方が何名で、中止になった方、お亡くなりになった方とか、そういう方の数字も出ていますよね。
担当課	ここに入っていないので、これって一部抜粋でご存じのように、第7期の計画とか、ああいうものの情報はちゃんと作ってあるのですが、今回の外部評価のほうの説明の中で、ざっくりとこのくらいは聞きそうな数字として、提出させていただこうかなというものなので。
委員	何を聞いたかったかといいますと、新規の方、要するに要介護、要支援の申請率、それが知りたい。
担当課	申請を出すということですよ。
委員	それが増えてきているのかなというところと。
担当課	パーセンテージで出さなければ分からないんですが、とにかくご存じのように認定審査会が相当なので、増えています。合併した頃は回数が月に1回か2回審査会をやればというんですが、今は毎週やっていますので、それで1回の審査会で42、3件いきますので。

委員	大変ですね。
担当課	そうです。新規だけではないですけど、更新と区分変更もありますけれど、とにかく間に合わない。今 2 つの協議会でやっていただいていますけれど、とにかく間に合わないの。
委員	そうしたら認定調査も大変ですね。
担当課	そうです。調査員さんの確保も大変ですし、ですからできるだけ早く調査に行きたいんですが、やはり 1 カ月ぐらいかかってしまうかもしれないですね。
委員	これで、相互システム、確かにテレビの宣伝を見ているだけでもいろいろあるよね。お湯を使わないと携帯に連絡がいくとか、いろいろ。あと、カメラのやつも何か、カメラが 1 日感知しない、動体感知のカメラ、それで、年寄りと声を掛けたり話ができたりするようなシステム、それが、この時間感知しないと連絡がいくとか、金をかければいくらでもあるんだよね。
担当課	今、民間企業ですと地元のネスレさんはバリスタで、あれにタブレットを付けて、ケアマネさんにも連動をして、朝、コーヒーをいれるとそれが LINE でケアマネさんに報告が行って、それでケアマネさんがメッセージを入れるとタブレットが話し掛けて、それを高齢者が話し掛けると LINE の文字でケアマネさんに行くというサービスをネスレが始めました。 これはどこかの山間部で試して始めた所があって、なぜコーヒーかという、団塊の世代がお茶よりコーヒーの世代というのを見てだと思えます。
委員	息子さんが横浜で、それでお母さまが江戸崎に 1 人で住んでいて、それは動いたらとにかくデータが行く。動かないと、何かあったんだろうかということで、それはケアマネさんにすぐに連絡が行くことになっているんですね。
担当課	一番最初に象印さんか何かポットに電源を入れると、その日を通報するというのはたぶん北陸かどこかの山間地につて。
委員	あと、私はもう 1 つ認知症の方が増えているので、認知症の方の徘徊も稲敷市は増えていますよね。それで、靴にチップとか、今はその辺、何かもありますけれど、うん、GPS。それでご家族にもちょっと徘徊の危険性がある方に靴のやつをお勧めしたりしたんですよね。パンフレット。ところが、実際にその男性の方はお便所のスリッパで出て行ってしまったんです。だから、やはり爪とかに付けるのが一番いいんでしょうかね。
担当課	でも今年、茨城県で今大々的にやろうとしている。
担当課	シールを配布する予定であるんです。服に縫い付けたり。
委員	そういうのって高齢新事業の補助金みたいな事業の中に入れる計画とかはないですか。
担当課	今、いろいろな人と集まったんですけど、茨城県のほうがそれを県全域で、同一なものをやりたいということで、今年そういう提案があったので、その動向を今、稲敷は見ているということです。
担当課	現時点でも「SOS ネットワーク事業」というやつで、各事業所さんと協定を結んで、いなくなったときには警察と連携しながら捜索を、協定を結んでいる事業所さんをお願いしたり。やはり消防団が一番力になると思うんですけども。今年度も 2 件ほどありまして、どちらも消防団に出て

	いただいたんです。
委員	お金をかければ何でもあるんですよね。テロ対策で使っているぐらいの金を使えば、都市部の、顔認識でどこに行っても。
委員	だから、認知症の高齢者の行方不明者、どこの誰か分からないというのがすごい数、日本で。そういうこともなくなりますよね。顔認識とか。
委員	これ以外に、他の市町村でやっていることでこういうのは有効だなと思うような政策ってありますか。
担当課	<p>高齢福祉課のほうが今度少し調べようというのは、新聞でやっているのは、たぶん笠間市とか大子町とかでやっているという情報もあります。</p> <p>大子町は郵便局との連携を取りながら、これは日本郵政が今年、6月か7月に記者発表した新しい「見守り訪問サービス」という、要するに固定電話ではなくて携帯電話と、あとは郵便局の局員さんが見守り看護というものです。</p> <p>あと、笠間なんかで取り組まれているというので、どれがいいのかというのを考えていく必要があるだろうと思っています。</p>
委員	独居はやはり数は増えていってるでしょう。
担当課	増えています。1人暮らしは増えています。
委員	今は1000ぐらいって言っていましたね。
担当課	これは、民生委員さんでないとはっきり分からないのは、敷地内独居とか。住民票だけでは分からない、
委員	<p>配食サービスなんですけれど、これは、社会福祉法人とセブンイレブンと書いてあるんですけれど、片方って東のほうにある所ですよ。前に、私の住んでいるほうで3食欲しいという方がいらして、当然高齢福祉課でご相談したんですけれど、「西側のほうは委託しているから、夜しかできないです。こっちは3食できるんですけど」と言われて、地域格差があっては困りますよねと。要求している人に、「できないので」とその方にお話に行ったら、「じゃあ夜だけでもいいですから」という話で届けてもらうようにした。</p> <p>セブンイレブンでお弁当サービスをやりますということでこの庁舎に来ていただいて、江戸崎地区の民生の人たちで説明を受けたことがあった。だいたい1食500円前後ぐらいであるのでと言って、それでたまたまその当時担当だった係長に「東地区のほうは3食できるんだから、できないほうはセブンイレブンのほうを委託して、早めに整備をしていただいたほうがよろしいんじゃないですか」という話をしておいたんですけれど、今はどちらかという、セブンのほうで3食届けてくれるんです。</p>
担当課	<p>一応、昨年度まではさっき言ったように竜成園さんをお願いしております、夕食宅配ということで。実際に言われたので、急きょセブンイレブンさんをお願いするようなことになってしまったので。</p> <p>取りあえず今年度は申し訳ないですけど、お昼だけということでセブンイレブンさんに、前に竜成園さんにやっていただいていたエリアはセブンイレブンさんに引きついでいただいたという。</p>
委員	「いつぐらいまでに地域全体で、おしなべて平均的にできます」というのも、実際の利用者とすればそんなには多くはないんですけど、やはり必要に迫られる人もいらっしゃるの、含めてよろしくお願ひしたいと思います。

担当課	担当のほうでは、新しい業者さんとかを今探しているところなんです。
担当課	配達する距離も結構変わってくるので、別の業者さんもちよっと考えてはいるところですよ。
委員	例えばその地区の民生委員さんだとか、関連するところにはもう 1 回行くんですか。
担当課	そうですね。例えばヤクルトで、入院したという連絡が来れば、民生委員さんのほうにも連絡はするように。
委員	それも大変ですね。
担当課	この連携ができていないと、民生委員さんとは常に連携を取っていかないと。
委員	ネットワークの中心に個人がなっちゃうのは大変だね。
担当課	担当が、まだそこは。
委員	それは、何か機械上の、ちゃんと、誰でも分かるようにはなる？
担当課	台帳で管理はされていて、どの方がどういうサービスを使っているというのは、管理はしています。
委員	機械の上の台帳？
担当課	そうです。
担当課	例えば今言った、そういう何月何日に入院したとかっていうのを、備考欄に情報を入れたりしています。
委員	システムはあるんですか。
担当課	はい。だからそれを民生委員さんにお伝えするのは電話じゃないとなかなか、個人情報のことありますから。
委員	私もちょっと調べたんですよ。そうしたら、どこまでの情報かは別としても、そういうものは共有のために個人情報の扱いで排除しないということに。それは自主防災組織だったり、自治会だったり、当然民生委員なんかもそうだけれども、そういうふうになったはずですよという、そういう答えを頂きました。
委員	すみません。民生委員さんが任期を交代するときに、次の人にすべての情報がオープンに提供されるわけではないのは間違いないので、次の人が張り切って見守ろうと思っても、「情報はどこに行ったら？」ということで、市役所に行ったところが個人情報だということ。
担当課	今年度から 65 歳以上の名簿を社会福祉課から提供しているらしいんですけど、ただ月で決めなければいけないので、誕生日が来たかどうかは。
委員	お弁当なんかも、自分がちょっと 65 歳になったので、こういうサービスがあるみたいですけどって自分で言うしかないんじゃないかと。
担当課	だから、そこが「お弁当をもらえる」になっちゃうんですよ。1 人暮らしで元気でいても。
委員	出してくれたほうがいいんですけど、見守りとかそういうとき、自分が歩いたりするときは、ここに 60 歳とか 65 歳とかに今度なった人がいて、果たしてその人が 1 人暮らしなのかとかいう状況把握も必要なわけじゃないですか。だから、少なくともそのくらいはしたほうが。
委員	民生委員さんも、行政のほうもそうですけれど、各課の、社会福祉課と高齢福祉課、他の課もそうでしょうけれども、行政は行政、民生は民生

	<p>で、地域側と行政側が、そこの 1 人暮らしの方、高齢者のかた、つながって見守りの情報が共有できるという流れが必要だなと思うんですよ。</p> <p>だから、民生委員さんがだいたい地域の人だから分かっているかという と、案外個人情報で、新しくなった民生委員さんがほとんど分かって いないということが、ちょっと改選の頃は、どこへ行って聞けばいいの って四苦八苦して、困っちゃった挙句、もういいかなとか思って。</p> <p>民生委員さんが何度も訪問すると、あまり好ましくないというおうちも いるので。あそこのうちは何かあったかとか思われちゃうし。</p>
委員	<p>駄目な人もいますよ。私の母親は嫌いでしたね。安否確認みたいなの で、いろいろなのがどうだこうだって来るのが何しろ嫌いでしたね。</p>
委員	<p>1 人暮らしで亡くなる時は、緊急通報システムがあったから助かる、助 からないというのはその人の運命なので、あっても、例えばここまで来た んだけど力尽きて押せなかったとか、そういうのってあるわけじゃないで すか。</p> <p>だからそれは、ここに書いてあるのは、人数とかは別にしてもそれはそ の人の運命だと私は思っているんです。悪いんだけど。電話したくても できなかったとか、這って行ったんだけど、そこまで。よく分からないん だけど、持ち運びできて、いつも、絶えず持って歩けるとかそういう…。</p>
担当課	<p>遠隔式もあります。</p>
委員	<p>じゃあ、ある程度の半径何十メートルだったらオーケーだと。</p>
担当課	<p>だいたい敷地内だけですけれど。</p>
委員長	<p>はい、じゃその次の老人クラブお願いします。</p>

6. 老人クラブ助成事業 (担当課：高齢福祉課)

担当課	(担当課説明)
委員	<p>年寄りの数は増えているけど、入らない人が増えているということ ですか。</p>
担当課	<p>なかなか新たに入るとい方が少なく、同じメンバーがずっと上 がってきているので、亡くなったりすると減ってしまう傾向が強い です。</p>
委員	<p>後期老人クラブと前期老人クラブをつくらないと駄目なのかな。</p>
担当課	<p>年度当初の総会等でも、会員増強ということで、例えば 1 クラブ 1 人 増員とか、目標を掲げてやっているのですが、出る入るみたいな感じ で、全体としては数字が減少してしまっているという状況にあります。</p>
委員	<p>どうなのですか。老人クラブでくられるのも嫌な人もいるだろ うし。</p>
担当課	<p>名前が嫌だという方も中にはいらっしゃいますよね。</p>
委員	<p>地域によって呼び方、名称に違いますよね。</p>
担当課	<p>鳩崎地区だとさわやかクラブとか。</p>
委員	<p>私は老人クラブに呼ばれて、認知症サポーターでそれぞれの地区の センター各地に行っているのですが、すごく楽しいです。</p>
担当課	<p>ここに出てこられる方は、皆さんやる気があって元気な方が比較 的多いですよね。</p>

委員	大会もあるじゃないですか。競争なので、プレッシャーが掛からないようだけど、みんな掛けているのです。人によっては、それが嫌だという人もいるかもしれないですね。
担当課	そういう意味で、ゲートボールはチームプレーじゃないですか。そうすると例えば「おまえが悪い」となってしまうと。
委員	自主運営を目指すような感じの取り組みの拡充・拡大と書いてあるのですが、その老人クラブがだんだん高齢者ばかりになってしまったときに、自主運営は大変ですよねと思ってきたのです。
担当課	クラブが減っていくというのは、会員でいるときは楽しいけど、会長はやりたくないとか、会計はやりたくないという。どんな団体でもそういう傾向があるので。世話をしてもらっているときはいいのだけど、自分が上に立って…。
委員	身近な所では、役をやる人がいなくなってしまったので、その地区の老人クラブが消滅してしまって、今度はやる気のある人が出てきたら、また引き続き、ちょっと休んだけど、できましたよみたいな。 だからある地域とない地域とでは、そういうイベントの手伝いに行くボランティアは、老人クラブに入っていない人が中心で手伝いに行っているのです。地域の人はまとまって参加しますよね。1人2人で単独で参加することがないので、来るときには、何人かでバンっと入る。年齢的にもそういった流れの人たちが多いので、なくなってしまった老人クラブがまたできるようにするためには、その中でもやってくれそうな人を中心に働きかけをしていくということですよね。 目的は、孤立しておうちの中で引きこもらないということですよね。だから「出てくれば？」と、まめにそういった声掛けをしてくれる人が地区にいれば。「輪投げに行ったけど、楽しいよ」とか、「そんなに動かなくてもできるよ」とか。
担当課	ペタンクとかで、参加しないけれども、いつも来ている会員の人もいますね。やらないけれども、みんなと一緒に来ているという人がいますから。
委員	新利根地区の会長さんもあいさつのときに、1人でも多くこの集まりに、輪投げ大会などに出てくればいいんだよねと。だからみんなで声を掛けてくださいみたいなあいさつはされている。本当にそのとおりでなと思って。なかなかきっかけもないし、1回引きこもってしまって、家を出るのがおっくうだと、やはりおっくうになって、あまり話をしないという。老人クラブの目的はそっちのほうにあると思うのですが。 1回なくなってしまったものをまた立ち上げるというのは、ちょっと難しいところはあるけれども、声を掛ける中心の人がいればまたできている所もあるから。
委員	今、言われている介護予防の、地域での一つの良い形だと思うのです。
担当課	老人クラブに出てきていただいて。
委員	シルバー体操もやっているし、うちみたいな認知症サポートも。どんどん活躍してもらおうといいと思いますね。
担当課	ただ、スポーツとか、そういうものがあまり好きではないという方もいらっしゃるんです。運動とか。でも、よく見ると、生涯学習講座や公民館講座、そんなことを言うとあちらで怒られてしまいますが、私はあれも介護予防講座だなと思うのは、65歳以上の方たちがいろいろなことをやっている。踊りをやったり、フォークダンスをやったり、絵をやったり、絵手

	紙をやったり、手芸をやったりしているのです。そっち方面が好きな方と、輪投げやグラウンドゴルフを好きな方は出てきていただいて。
委員	まさしくそれだと思うのです。老人クラブというくり方が嫌いな人は結構いると思う。
委員	かえって何とか大学のほうに行ったりね。
委員	何とかダンスや何とか講座のほうがいいとか、何かのスポーツクラブみたいなものもいいとか。もうちょっと違うくり方を少し考えてやっていいのではないかと思う。老人クラブだけ助成金がもらえる、補助がもらえるというよりも、高齢者の、健康をカテゴリにするのか、何をカテゴリにするのかは別としても、何か違うくりがあってもいいような気もする。
担当課	この事業は老人クラブとして、県から来る事業です。稲敷というのは、元気な高齢者の方は、たぶんまだ生産人口の中にいらっしゃる方も大変多いのです。65 歳以上では家庭や自営業の中心でまだ働いている方がいらっしゃいますから、稲敷には、まだ老人クラブや趣味の活動をやっている場合ではないという方たちもいることは事実だと思います。そういう地域は老人クラブが割と少なかったりします。 では、その人たちが不健康なのかというと、農作業などを家の中心としてやっていらっしゃる方がまだ。
委員	農業をやっている人はやれないものね。
委員	生涯現役ですものね。
委員	割と都会に多いのだけど、65 歳の同窓会をやるところがあるよね。それでもう一回横のつながりをつくってもらって、それで一緒に遊ぶグループをつくってもらったり、一緒にボランティアをやるグループをつくってもらったりということをやるのに、成人式があって、25 歳の同窓会、婚活を 25 歳と 30 歳でやって、その次は 65 歳。65 歳はみんなでそろそろ一緒に遊ぼうとか、ボランティアをやろうという同窓会。 老人クラブに行かないと横のつながりができないというのではないものをもうちょっとつくる。別に縦系列で、国、県、稲敷市で老人クラブ連合会でなくてはならないという、それはそれでいいけれども、それ以外にもうちょっと、お年寄りが社会的に活躍や健康維持できる、そちらのほうが重要だと思うのだけだね。 老人クラブをつくって、何か社会的な見返りは求めているよね。
担当課	ただ、この老人クラブの方たちが、さっきの事例にもございますけれども、互いに声掛け・見守りをやっていらっしゃる方がこの中で出てくるというのは確かです。 あそこの方がいくらか認知症にかかっているかもしれないけれども、声を掛けて、出てこさせて、一緒に誘って連れてきてくださるというように、会員の方が中心になって声掛けをいらっしゃるということは、これが活発な地域はこれをしていただければいい。趣味活動より活発であればそれでいい。ボランティアをやっていらっしゃる方も 65 歳以上は多いと思います。シルバーリハビリ体操の指導士会もまさに 65 歳以上です。ですから、それぞれの得意分野で活躍していただければいい。ただ、今回の外部評価の中の老人クラブの助成事業などで得たデータということ。
委員	県の助成事業の一部であるわけですよ。そうすると、稲敷市の予算付けを見ると、県からの助成金は 1 割ぐらいしかないじゃないですか。総事業費が 560 万円で、587 万円ぐらいの予定で書いてありますけど。約 1 割

	ですよね。
担当課	助成事業で、生きがいのほうに別にやるということで。
委員	今の老人クラブ？
担当課	生きがいと健康づくり、要は老人クラブのスポーツ大会なんかに出している補助金も。今回は外部評価の対象にならなかった事業で。
委員	それでも 55 万円ぐらいですので。両方合わせても 100 万円ちょっとぐらいですものね。県から出す事業費の補助というのは、加入者の比率で出すのか、全県 44 市町村でどんな比率で出しているのですか。
担当課	一応、県のほうも 3 本立てになっていまして、単位クラブに出すのは、県は 30 人以上のクラブでないと対象ではないので。
委員	15 人ぐらいだと補助金が出ない。
担当課	全く補助金が出ていない形になってしまう。市の老人クラブ連合会に来るものも、市の老人クラブ連合会全体の会員数に応じてなので、他の市町村よりは人数自体が多いので、多いほうなのですが。
委員	前年度の実績かなにかで、翌年度の予算付をしますみたいな感じになっている？
担当課	そうです。あとは生きがいのほうの補助金の額について、県で足りない部分もあるので、按分で分けられてしまっている感じです。
委員	県も言っている割には、あまり予算付けをしていないですから。
委員	老人クラブというのは、これが老人クラブですという決まりはある？
担当課	入れるのは 65 歳以上というのはあります。
委員	いや、こういう団体が老人クラブです。みんな、老人クラブという名前は名乗っていないですよ。
担当課	そうです。
委員	地区でなければ駄目ですか？
担当課	ですから地区をまたいだ会員はいないのです。
委員	そう思っているだけなのでは？ 概念的にそう思っているだけでは。
担当課	単位クラブという名称があるのは老人クラブなのです。他の団体にはなかなかない名称。
委員	単位は必ず地区単位なの？
担当課	全く違う地区と地区が同じクラブということはない。
委員	その地域に根ざす人しか補助金をもらえないというのが、逆に言うとおかしな話になってくる。
担当課	老人クラブはそうなのですが、市民教養の団体だからもらえないかというと、これは文化協会や体育協会など、そういったもので市の助成を受けているはずですので、それぞれ活動の目的が違うので、対象は高齢者なのですが。
委員	それは高齢者を担当する部署として、考え方を変えなければいけないのではないですか。これは高齢者だけど、他の高齢者は違う分野で扱ってい

	るからということで終わりにするのではなくて、高齢者がどの分野でも何かうまく伝えてやらないと。
担当課	これは今、計画で、横の連携は取っているのですが、例えば先ほど言った生涯学習は、介護計画・高齢福祉計画では、横の連携は社会福祉課、健康増進課、生涯学習課があります。高齢者の問題が全てこれだというのは確かに理想ですが、もう一つ出てくるのは、そのシーンでこれだけの高齢社会になっていきますので、今、一番問題になっているのは、稲敷市はまだですけども、ごみ出しの問題です。これは高齢者の福祉で出てきます。 ではこれを高齢福祉課単体でできるかということ、これはなかなか大変で、環境課とか。防災の中で孤立する高齢者は危機管理課と連携で。横の横断は必要なのですが、全部ここでどうにかするということは…。
委員	それは考える必要がない。考える必要はないけど、高齢者の団体への助成はこれだけ、地域だけだということ、それで終わりにできるのかなと思って。もうちょっと効果を考えれば、場合によっては、いろいろな他の活動の効果のほうが上かもしれない。
委員	老人クラブの定義をもうちょっと広げて、門戸を広げてということですか。
担当課	10 人いれば新しいクラブはつくれるのです。なので、その地域でもしそのクラブに入りたくないということであれば、自分たちで 10 人集まって、新規のクラブをつくってもらえれば。
委員	地域なんだよね。例えばここに 3 つ 4 つ地域がある、このうちの 10 人でもいいのかな。
担当課	それは隣接した地域でなければ。人クラブというのは、高齢福祉課が独断で決められる組織ではないです。稲敷市老人クラブ連合会という組織があって、規約がある以上は、そこで図って、そこで考えているところです。
委員	でも、この老人クラブも活動に特化しているでしょう？
担当課	そうです。
委員	その特化の仕方が違うだけではないのか。
担当課	それが県の補助とか…。
委員	だから補助はいいじゃないの。
担当課	そうなってくると、老人クラブとは別に、老人の団体の育成という考え方になってきます。この事業に関して言えば、老人クラブの助成事業ですので、これ以上のことは。
委員	そうですね。団体をつくるのは自由ですから。
担当課	賛同してこれに入っていただけであればいいわけで、そういうものが嫌な方は入っていないというわけです。
委員	ここに入るか入らないかということ、入らないかもしれないけど。今、ちょっと読ませてもらったら、歩いて集まれる範囲の 30 人以上何とかという規定だし。
担当課	歩いて集まれる範囲ですから。さっき言った上と君はたぶん一緒になれます。

委員	<p>歩ける人だって、10Km 歩ける人も 20Km 歩ける人もいるわけだから。その辺の解釈から言うと、ちょっと違ってきてしまうと思うのだけど。ある程度目的を一緒にして集まるような方向、目的がほぼ一緒である人が集まるほうが効果的な活動ができる可能性があるんで、そういうものが全然対象外だよと言われてしまうと、そうなのかなど。</p> <p>これはまさしく老人クラブ助成事業だから、ここで言う老人クラブという言葉がそのまま国の規定どおりの捉え方しかないのか。稲敷は老人の集まりを老人クラブとして扱えないのかどうかという意味の質問。</p>
委員	<p>上部団体というか、茨城県でも老人クラブを組織する上において、規約的なものはある程度あるということでしょう。</p>
担当課	<p>あります。</p>
委員	<p>だから市町村はそれに準じて。</p>
担当課	<p>そうです。ですからたぶん合併のときにもそれぞれにやりましたけれども、全部そういう形です。</p>
委員	<p>老人クラブは老人クラブでいいけれども、僕は老人クラブ的な人たちをどうするかみたいなものはあってもいいような気がする。</p>
担当課	<p>老人クラブ的というのが何かということですけどね。</p>
担当課	<p>桜川みたいな感じではないですか。</p>
委員	<p>老人クラブはないですよ。</p>
担当課	<p>老人クラブ的だとしたら、桜川はボランティアクラブです。あの方たちが「私たちは老人クラブではないから」と、こっちをやりたいからとやっているんで。それは私たちも把握しています。</p>
委員	<p>これには該当していませんか。</p>
担当課	<p>していません。ましてや老人クラブはいいという。ボランティアで、それこそ何百人というロードレースの炊き出しを生きがいに行っているとか。</p>
委員	<p>それこそ助成するべきですよ。</p>
担当課	<p>それはそれで他課で行っている。</p>
担当課	<p>ただ、うちのほうは高齢者の方がどんな活動をしているかというのは、情報としては知っています。それがどことリンクしているかという、例えば桜川地区の体育推進委員会と兼ね合っているとか、大杉神社のお祭のときにやっているという。</p>
委員	<p>その人たちが輪投げ大会に出たいと言っても…。</p>
担当課	<p>出たいと相談を受ければ誘いますよ。</p>
委員	<p>そうなったときには、老人クラブみたいな組織づくりをしてくださいみたいな。</p>
担当課	<p>その組織があれば、もう…。</p>
委員	<p>ボランティア組織であれば、その名称のままでいいということですか。</p>
担当課	<p>例えば「さわやかクラブ」や「なでしこクラブ」でも何でも結構ですけど。</p>

担当課	老人クラブでつくってもらって、市の老人クラブ連合会…。
委員	嫌だと言っている地域なのでしょう。だから私たちがボランティアでいろいろな活動に参加しますよと言っているのだけど、70歳ぐらいだと、市でやっている輪投げ大会に出してみようかといったときに、あなたたちは組織の要件に合致しないから駄目ですよというのですか。
担当課	輪投げは老人クラブの輪投げの部会がありますから、そこで登録していないじゃないかと、組織…。
委員	結局は駄目だということだね。
委員	排他的過ぎないか。
担当課	やりたいと言ってくれば、市は全力で応援します。
委員	応援するにしても、既存の団体ではなくて、方向性が老人クラブのほうへという感じ…。
担当課	方向性というか、その活動はその活動でやっていただければいい。
委員	名称もつくってくださいとか、ここに加入してくださいとか、補助金は出しますとか、それが嫌でつくっていないということであれば、絶対的にそこら辺を拒否されてしまう可能性があるから。
担当課	そういう方たちは、そもそも輪投げだけに来ようというふうにはなかなかおっしゃらない。
委員	さっき、前段で話したように、県でもそういう規定の中で運用して、市町村にそれが下がってきてやっているから、それは重々分かります。だからそれはそれでいいのですが、それではなくて、もうちょっと違う人たちが参加できやすいとか、そういった部分に入れるのは無理かなというお話だったと思うのです。それは今の段階で、老人クラブ助成事業では無理ですよということですね。
担当課	この事業では無理です。
委員	この事業というのは、この稲敷市の事業では無理ではないんですよ。県の補助事業では無理だというだけ。
担当課	地域の中で2つある所はあります。
委員	稲敷市の事業の中にそれ以外の事業を入れるのは別に構わない。
担当課	お金があればの話。
委員	9割も稲敷市が出しているのだから。
担当課	この老人クラブの事業は、老人クラブの事業として補助金をもらっているの、老人クラブに入っている人しか、という形。
委員	県の補助事業は、補助比率で…。
担当課	単費であればできるということです。
委員	補助なんか1割しかもらっていない。
委員	県の出しているお金に対して、市はいくつ出さなくてはならないという決まりはあるの？
担当課	そういうのはないです。

担当課	<p>まずクラブの名称もありますが、団塊の世代の方々というのは団体活動がまず。グラウンドゴルフをやりますよと、ゴルフ部と言うと、老人クラブの人たちは「僕たちはゴルフをやっていますから」と。市のゴルフ部というのもそうそうたるメンバーが75歳以上なのです。</p> <p>私たちはそういったことを把握はしています。ですから、老人クラブという事業の中の高齢者に対してはどうやっていこうとか、その他の活動をやっている高齢者の方は、元気にその活動をしていただくことが一番いいことだと。ですからそれにも入らないで閉じこもっている人たちをどうするかです。</p>
委員	<p>言いたいことは言っているのだけど、私が言いたいのは、2割も減っているのに、考え方を何も変えなくていいのかということが言いたい。現実として2割減っているんだよ。高齢者の数は増えているんだよ。それはこの制度に問題があるということを認識しなければ駄目じゃないかということを行っている。全然その認識がない。</p> <p>僕はこの制度に何か問題があるのかという認識がないことを指摘している。問題があるから、こういう結果になっているんだよ。問題がなければ、最低でも現状維持する。死んで、新しい人が入ってこない。だからそうなのだというのは、説明としては分かるよ。だけど、新しい人が入って来ないのは、単なる団塊の世代はこういうことが嫌いだとか、そういう説明で理解させようと思っても、それは無理だよ。</p> <p>ここの表題は老人クラブ助成事業だから、老人クラブという概念は、国の概念がこれで、県の概念がこれで、稲敷市も全く同じですよと言ってしまるのは簡単だけど、稲敷市としてこの問題をどう捉えるのだということになったときには、県や国の概念とは、考え方をどこかで変えないと。国や県は実態を知らないのだから。みんなは地元の年寄りの実態を知っていて、このクラブの運営をどうするか、こうするかと考えるわけじゃないですか。</p> <p>あとは上がってきたペーパーだけしか知らない人たちなのだから、その人たちがこの規定だから、これが老人で、このクラブ活動がどれだと。だけどその人たちもそれ以外のことが必要だとは、きっと最低分かっているよね。そこまで手を出せないというだけだと思う。そこに手を出していくのは現場の職員の人だろう。国や県は全然実態を分かっているんだよ。</p>
担当課	それは思います。
委員	その人たちに言われたとおりにやろうということがおかしい。それは認識してかからないと。
担当課	今のご意見を頂戴しまして、現状を見ながら、うちのほうでもう一度考え直したいと思います。
担当課	その辺の分析はもう一度していきたいと思います。
委員	ただ、その助成金がなくて、単費でできるのならいろいろなことはできますよということ、残るといことですよ。単費でやるのなら、別に老人クラブの規定は排除してもいいわけじゃないですか。もっと門戸が広がる。どういうことをするかは別にしてもです。ただ、この58万円の県費があるからがんじがらめになってしまう。そういう部分はありますよね。私もそれはよく分かります。
委員	今のお話を聞いていて、私はちょっと挑戦してみたくなりました。新しいタイプの老人クラブを。

7. 介護支援ボランティア制度実施事業（担当課：高齢福祉課）

担当課	(担当課説明)
委員	それに関連して、よろしいですか。この質問をしたのはなぜかという と、実際に登録した方、社協の方からなのですが。ポイントはその年だけ ですよ。翌年に繰り越せないですよ。
担当課	繰り越せないです。1年単位です。
委員	10点でしたか？ 10ポイント？
担当課	最低10ポイントから換金です。
委員	そうですね。それが厳しいのではないかというご意見があったので す。繰り越せるような、あるいはせめて5…。
担当課	下限をですか。
委員	にするとか、何か検討していただけると、というご意見がありました。
担当課	始まったばかりですけど、10ポイントは10時間になるのです。1年 に10時間なので、1回1時間とすると10回。
担当課	月1回1時間やっていただければ10はいくのかなと。
委員	今の感じでは、1年たってもそこまで到達しないという方がいて。自 分で予想するのでしょうか。
委員	国の制度でしょうか？ 県？
担当課	これは違います。
担当課	独自ではあるのですが。
委員	独自だったら、もうちょっと応用を利かせたほうがいいのではないか。
担当課	これが実際に始まったのは今年からなのです。まだ繰り越せない人がい るかどうかも分からないので。
委員	本人が予測して、足りないと言うわけです。
委員	自分もどこかのカードのポイントをもらって、1年間有効で必要ポイン トまで行かないとかあるじゃないですか。
担当課	去年はそれがなかったので。今年4月からのスタートなので、私たちも その具合が分からない状態なので。今、諸岡さんからお話があったの で、それなりの状況を考えていきます。
担当課	ちょっと見直しも考えます。
委員	1年なんて、役所的考え方過ぎるよね。
担当課	例えば1年ならいいのですが、ずっと持っていて、忘れた頃に換金とい うことになってこないとは限らないので、取りあえず1年と見ただけなの で、これは考えて。
委員	質問させていただいたのは、本当に何年もボランティアをしてくださ っている方がいて、何かその方たちにメリットがないのかなという思いがあ ったので。そういうのはないですか。

委員	さかのぼってというのは無理でしょうか。
担当課	ちょっと申し訳ないですか。一応施設でそうやってボランティアをしていただくのに、基礎知識の講座を受けていただいていますよね。役所ですが、施設にただお知り合いが行くわけではないので、最低限のことは勉強していただくという、勉強をしていただく方に登録していただくということで。ですから、今までのことは本当に申し訳ないのですが、ぜひ積極的に登録していただくように。
委員	今年なら今年、19人がポイントを何ポイント取ったかというのは分かる？
担当課	現時点では、そこまでは把握できていないです。
担当課	ご本人がお持ちになっているので、現時点ではこちらで何ポイントというのは。
委員	分からないと思って質問しているけど、分からないと、予算と。みんなが100ポイントずつ頑張っていて、今年度換金してと来たらどうする？
担当課	最大値で予算は取ってありますので。
委員	最大値？
担当課	登録できる人の数は…。
担当課	実際は少なかったのですが、40名で募集をするのです。
委員	40名しかやれないわけ？
担当課	1回の研修というか、講座は。
委員	研修がね。
担当課	はい。それが年2回です。
委員	100人いたら、年2回や3回やってくれるというわけではない？
担当課	そういう意見があれば、すぐに補正でも取れます。
委員	そんなに来ればね。
担当課	実際に集まってはいませんが、対応はしきれないという。
委員	研修は40名がマックスなの？
担当課	募集は定員40です。
担当課	先生が1回にできるのは。
委員	25名と書いてあるのは違う？ これはまた別の話？
担当課	それは去年です。
担当課	すみません。28年度のチラシでは。
委員	今年は40人？
担当課	40人です。

委員	40名受けたら、どれぐらいの人が登録していますか。
担当課	29年度の話をしみますと、今、1回終わってしまして、実際に最初の講座で40人募集したのですが、19人しか申請がなくて、19人全員に登録していただいている状況です。
委員	今度、後期で？
担当課	11月に募集はかけています。昨年は12月ぐらいに講座をやらせていただいて、実際に登録をお願いしますと言ったのが3月になってしまったのです。ちょっと時差があったので、そのまま全員は登録していただけなかったのかと。こちら登録してくださいという通知を2回は差上げたのですが、なかなか全員というわけにはいかなかったのが現状です。
委員	受講しておけば、登録は後でも、いつでもいいですよ。
担当課	終了書は渡していただいているので、ご本人がやる気になっていただければ。
委員	受講料は取らなければ駄目なのですか。
担当課	テキスト代なのです。
委員	結構高いですね。
担当課	2500円ぐらい。
委員	2592円。
委員	この制度が良くて、こういうふうにとたくさん参加してもらおうと思ったら、この額を予算のほうに回すべきではないか。
委員	そうですね。
委員	ただで人を使おうとしているなら、この受講料は高いよね。それをただで配れば。
担当課	その辺は考えさせていただくということで。ご意見をいただいたので。
委員	もっと増えてほしいですね。
担当課	そうなのです。
委員	ポイントがいやらしいですね。
委員	ボランティアをするのに、お金を取られたらやりたくない。
委員	お金を取られて、ボランティアをやって、100円でも現金が入ってくるというのが、また切なくていやらしいよね。これで何か他のサービスが受けられるとか、何か他の転換ならいいのだけど、キャッシュで100円が返ってくるというのが切ないよね。
委員	なぜ現金にしたのですか。
担当課	例えば隣の龍ヶ崎だと、お風呂、湯ったり館の入場券になるのです。
担当課	稲敷市はないんですよ。
委員	そういう資源がね。

担当課	そうなのです。あとはまいりゅうくんがやっているバス…。
委員	コミュニティバスね。
担当課	あのチケットになるのです。そういう資源があるのですが、稲敷は探したのですが、なかなか。
委員	病院を回るようなバスのチケットでも、何でもいいじゃない。
担当課	まだ1年目なので。本当に資源があれば、そういうものに出せるという方法は考えはしたのですが。
委員	どこの市町村だったか忘れてしまったのですが、自分が介護を受ける立場になったときに使えるとか。
担当課	介護保険料というのも考えたのです。
委員	そうすると、積み重ねだから、さっき言っていたポイントが1年でカットされていってしまうという考えはなくなるのですよ。自分がボランティアで後10年稼いで、自分が介護される立場になったらそれが使えるというのは、積み重ねですよ。延長とか、ちょっと考えにあれしてもらって。
担当課	それはいただいておいて。介護保険に還元している所とか、ちょっと調べてみないと。
担当課	あと一つ、先ほど言い忘れてしまったのですが、意味合いとしては、65歳以上介護保険第一号被保険者ということで、保険料の若干の軽減という意味合いもあるのです。
委員	それはいいですね。
担当課	元気で人の役に立つということが、ご本人の介護予防。ですからこれは65歳以上というふうになってしまうのです。
委員	100円払うことで、心の満足を削られるような気がするね。
担当課	介護予防という意味合いも強いので、できれば月に1回でも行ってもらえば予防に通じていくということもあって、その下限が10ポイントとさせてもらった。他の市町村の要項を全部見比べて、なるべくいいところ取りしたつもりでつくったのですが。
委員	でもまだ60代後半から70代前半は忙しそう。だから年間最低10回行くのは、忙しいみたいですよ。
担当課	そこはちょっと考えてみて。
担当課	1年目なので、ご意見としていただいております。
委員	研修の認定内容も、難しいと感じる人とか、いろいろご意見もあるのではないですか。65歳から勉強するとなると、どの程度の内容か分からないですが、結構大変ですよ。軽く基礎的な所だけでしょうけど。
担当課	県が言っている3級ヘルパー養成講座が5日なのですが、その初めの2日分の基礎的な部分を研修していただいて、ボランティアということにさせていただいております。 今回は出だしということで、介護ボランティアという狭いくくりではあるのですが、本当の将来的には、ボランティアの幅をどんどん広げていって、どんなボランティアでも該当させていければと考えております。
委員	受講して終了しても登録しない人もいるわけでしょう。全てがしなければいけないわけではない？

担当課	そうです。
委員	男の人も結構いるの？
担当課	女性ほどではないのですが、男の人も何人かは。2割ぐらいはいたような。
委員長	よろしいですか。ありがとうございました。
	休憩・総評準備
委員長	それではよろしいですか。高齢者生活支援事業。2対3ですね。どうしますか。新しいものを見つけろとか、もっと広範囲で情報共有とか。やっていることは誰も否定していないのだけど、もうちょっと…。
委員	工夫が足りないのですかね。
委員	工夫があってもいいのではないかという意味かもしれないですね。『一部見直し』でいいですか。
一同	はい。
委員長	老人クラブは3対2だから、『おおむね適正』で、意見を付けるという感じですか。 最後は介護支援ボランティア制度。2対3。これもこの3を取ってしまっていていいですか。『一部見直し』にして。別に制度は否定していないので、もうちょっと工夫してよという意味合いで、それで載せて終わりにしていいですか。
一同	はい。
委員長	ということでよろしいでしょうか。それでは、今日もどうもご苦労さまでした。
一同	ありがとうございました。